地方分権時代にふさわしい地方税制の あり方に関する調査研究会報告書

平成29年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

我が国の地方税務行政は、近年のICT の急速な進展に合わせて電子化の取組が進められ、平成17年1月のeLTAXによる電子申告の受付開始後、平成27年4月には全都道府県・全市町村において法人住民税等の電子申告の受付が可能となっている。一方で、納税・収納手続きについては、電子納税が可能な地方団体は少数にとどまっており、電子化が十分に進んでいるとは言えない状況にある。

こうした観点から、平成28年度の本調査研究会では「地方税共通の電子納税(共同収納)の仕組みの検討」と題して、地方団体による共通の収納チャネル・決済システムを設けることについて、平成28年7月に検討を開始し、4回の会合をもった。

本報告書は、本調査研究会の4回の会合での議論に加え、本調査研究会に設置した、地方団体や金融機関などの実務担当者による5回の作業部会の議論も踏まえ、共同収納の具体的な制度設計案を提示するものである。

今後、本報告書の内容を踏まえ、共同収納についての更なる検討と、地方税の課税主体である地方団体における共同収納の導入に関する合意形成が進むことを期待する。

また、本格的な人口減少・超高齢社会を迎える中、自治体が提供する行政サービスの需要はますます増加しており、それを支える地方税の充実確保を図る必要があり、徴収率の更なる向上が重要な課題となっている。

そこで、平成28年度の本調査研究会では「地方税の徴収対策」について も、実務的な検討を行った。

本報告書においては、地方税の徴収対策の現状に加え、地方団体における徴収に関する様々な取組の事例を報告するものであり、このような先進的な徴収事務の取組が全国的に拡大していくことにより、更なる徴収率の向上が図られることを期待する。

今回の調査研究に当たり、ご多忙のところ委員をお引き受けいただいた先生 方、作業部会における実務的検討にご協力いただいた関係者の方々に心から感 謝を申し上げる。

平成29年3月

地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会 委員長 持 田 信 樹 一般財団法人 自治総合センター 理事長 梶田 信一郎

地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会 委員

委 員 長 持田 信樹 東京大学大学院経済学研究科教授

委 員 青木 宗明 神奈川大学経営学部教授

浅妻 章如 立教大学法学部教授

石井 夏生利 筑波大学図書館情報メディア系准教授

柏木 恵 税理士、キャノングローバル戦略研究所主任研究員

木村 佳弘 後藤・安田記念東京都市研究所研究室長

瀬上 富雄 税理士、日本税理士会連合会専務理事

中山 惣三郎 全銀協事務委員長行 株式会社みずほフィナ

ンシャルグループ事務企画部副部長

西村 昌平 日本マルチへ。イメントネットワーク推進協議会事務局長

八塩 裕之 京都産業大学経済学部教授

吉村 政穂 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授

加藤 隆 東京都主税局総務部長

川﨑 利雄 横浜市財政局主税部長

林﨑 理 総務省自治税務局長

開出 英之 総務省大臣官房審議官(税務担当)

稲岡 伸哉 総務省自治税務局企画課長

(敬称略)

目 次

l		地	万	枧	(/) =	門	引用	又 絅]	(尹	与进	1 律	ĹŢ	一刹	勺 杉	兄)	(<u> </u>	到`	9	つ	쬱	討											
	1	۲	れ	ま	での	の調	養訴	公 刑	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	電	子	納	税の	のも	見北	犬	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	電	子	納	税の	ひ扌	隹近	生に	: 係	EZ.	韵	是	į	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	4	共	同	収;	納	(날	共通	重電	己子	· ※	内形	ź)	O.	った	ĵέ	可小	生		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	4-	-1	共	同」	収約	内の	り基	基本	: 樟	討	Ì		•		•	•	•	•	•	•		•		•			•		•		•	•		5
	((1)	羊	4日	加	納	に	求	め	ら;	ħ	る!	要	件			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	((2)	戛	更件	きを	満	た	すれ	た	め	<i>D</i>	仕着	組	み		•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•		•	5
	((3)	‡	引	小贝	.納	導	入り	こ	あ	た	つ`	T	Ø.	前	提	条	:件	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	4-	-2	ダ	イ	レ	ク	トナ	ラ式	:12	<u>.</u>]	こる	力	; [F	引収	又刹	内の	りf.	士;	組	み			•	•			•		•	•		•		7
	((1)	糸	内形	往者	·(1)	口	座巾	青	報	D'	管	理		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	((2)	특	す前		続		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	4-	-3	共	同」	収約	内草	算フ	(O)) [ı —	- }	デマ	' "	ノフ	7 °	,	•	•	•	•		•		•	•		•		•		•	•	•	7
	((1)	個	憂先	的	に	着	手`	す	る	べ	き	分	野			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	((2)	¥		収	納	に	関~	す	る	当i	面(D	取	り	組	4	.13	: 1	; rj	<u>설</u>	Ėί	こる	, 5	VУ	ッ	,]		•	•	•	•	•	8
	((3)	長	長其	的	な	展	望		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	5	<u>/-</u>	今後	食の)展	望		•			•	•	•					•	•	•			•	•	•	•			•			•	,	10

Ⅱ 地方税の徴収対策について

	1 地	1方税の	の徴り	収の	現状	とと	課是	頁	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	(1)	地方和	党の記	課題	• 徤	如文	方法	去の	特	徴		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	(2)	地方和	見の	徴収	率及	なび	滞絲	内残	高	0	現	犬		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	(3)	地方和	見の?	滞納	整理	見 の	状视	兄に	·つ	ſ,	7		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
2	収	納手段	につ	ひいて			• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
3	徴」	収業務	の共	中同久	0理	の男	見状		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
4	: 地	方団体	の取	文組 -	事例	•		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
5	; そ(の他									•		•	•	•			•	•	•	•		•				15

<参考資料>

資料 1 税務行政の電子化(電子申告)の現状 ・・・・・・・・・・・・	19
・ eLTAX (地方税ポータルシステム) の役割 ・・・・・・・・・・	21
・ 給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出先の一元化 ・・・・・・・	21
・ 市区町村における電子申告等受付サービスの導入状況 ・・・・・・・	22
・ eLTAX (地方税ポータルシステム) の利用件数 ・・・・・・・・	22
• 都道府県における法人住民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申	
告利用率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
• 市町村税における電子申告利用率 ・・・・・・・・・・・・	23
・ 給与支払報告書の電子的提出による提出率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
資料 2 地方税の収納の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
・ 収納手段の多様化に関する基本的考え方 ・・・・・・・・・・	27
各収納手段の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
各収納手段の導入団体数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
・ 税目ごとの導入状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
コンビニ収納・クレジットカード納付の手数料 ・・・・・・・・・	29
・ ペイジーの導入に関する地方団体の意見 ・・・・・・・・・・	30
電子納税を巡る状況について ・・・・・・・・・・・・・・	30
・ 全国銀行協会・全国地方銀行協会等からの要望 ・・・・・・・・	31
・ 日本税理士会連合会からの要望 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
資料 3 電子納税 (ペイジー) の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
ペイジー(各方式)の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
ペイジー(オンライン方式)について① ・・・・・・・・・・	35
ペイジー(オンライン方式)について② ・・・・・・・・・・	36
ペイジー(情報リンク方式)について ・・・・・・・・・・・	36
ペイジー (ダイレクト方式) について① ・・・・・・・・・・・	37
ペイジー (ダイレクト方式) について②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
・ ペイジー (オンライン方式/情報リンク方式) の基本的な仕組み ・・	38
・ (参考) ペイジー(情報リンク方式)利用画面の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
・ 地方税の収納に係るシステムを改修する際の留意点について(通知)・	39

資料 4	地方税の共同収納システムに関する 実務的な検討結果(作業部会	
	とりまとめ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
- (はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	とりまとめの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	とりまとめ(共通電子納税システムの基本構成) ・・・・・・・・	44
	とりまとめ (ロードマップ) ① ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	とりまとめ (ロードマップ) ② ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
•	とりまとめ(ダイレクト納付の導入について) ・・・・・・・・・	45
資料 5	5 地方税の共同収納システムに関する 実務的な検討結果(作業部会	
	とりまとめ)参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
• 3	現行の電子納税の流れ(情報リンク方式) ・・・・・・・・・・	49
• }	共同収納(情報リンク方式)のイメージ ・・・・・・・・・・・	49
• =	共通口座の運営主体、法的位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・	50
•	コンビニ収納の流れ及び契約形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
•	コンビニ収納に関する告示例(東京都) ・・・・・・・・・・	51
•	間接収納案(私人が共通口座を保有) ・・・・・・・・・・・	51
1	参照条文(自治法、自治令) ・・・・・・・・・・・・・・・・	52
• }	導入にあたっての前提条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
• ;	地方団体のMPN導入に係る負担【未定稿】 ・・・・・・・・・	53
• =	共通電子納税システム導入による納税者・地方団体・金融機関のメリ	
	ット ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
•	共通電子納税システム導入によるメリットの粗い推計【未定稿】 ・・	54
	マイナポータルとの連携による公金決済イメージ・・・・・・・・	55
• =	共同収納(ダイレクト方式)のイメージ ・・・・・・・・・・	56
•	国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届	
ļ	出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
• /	作業部会開催実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
• ;	地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会 作	
	業部会 委員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
資料 6	5 地方税における徴収対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
• ;	地方税の課税・徴収方法の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・	61
• ;	地方税の徴収率の推移(平成 15~26 年度) ・・・・・・・・・・	61

・ 人口規模別の徴収率(その他の都市,町村) ・・・・・・・・ 62	
・ 地方税の滞納残高(累積)の推移 ・・・・・・・・・・ 62	
・ 地方税の不納欠損処理額 ・・・・・・・・・・・・ 63	
・ 税目別不納欠損処理額(平成 26 年度) ・・・・・・・・・ 63	
・ 滞納整理の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 64	
・ 差押えの実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 64	
・ 地方税の事務を共同処理する一部事務組合、広域連合等 ・・・・・ 65	
・ 徴収業務の共同処理の類型分析(試案) ・・・・・・・・・ 66	
・ 収納手段について ・・・・・・・・・・・・・・ 66	
・ 電子申告の推進について ・・・・・・・・・・・・ 67	
資料7 地方税の徴収確保策と課題(東京都) ・・・・・・・・・・・・ 69	
資料8 横浜市における市税滞納整理について(横浜市) ・・・・・・ 83	

I 地方税の共同収納(共通電子納税)に関する検討

1 これまでの議論

平成27年7月から平成28年2月まで開催された「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会」(平成27年度)においては、「地方税の徴収対策について(ICTの利活用等)」と題して、「地方税の電子化」について議論が行われた。研究会の議論においては、地方税務行政における電子化に関する課題として「セキュリティ対策」、「費用面での課題/税務システムの共同利用」、「徴収・収納面での電子化の進展」の三点が挙げられた。

このうち、「徴収・収納面での電子化の進展」について、地方団体の委員からは、電子申告では提出先が一元化されたが、納税する場合は、地方団体ごとに個別に行う必要があり、国税と異なり、一元的に納税することができないといった、納税・収納手続に関する課題が指摘された。

地方団体の委員からは、このような納税・収納手続に対する課題に対し、 実現までには様々な課題があるものの、eLTAXを活用して、地方団体による 共通の収納チャネル・決済システムを設け、この活用により、地方の法人関 係税や個人住民税の特別徴収金を地方団体別ではなく一括して納付することを可能とすることができないかとの意見があったところである。

こうした意見を踏まえ、本調査研究会の平成28年度のテーマのひとつとして、「地方税共通の電子納税(共同収納)の仕組みの検討」を設定し、実務的な検討を行うこととした。

2 電子納税の現状

インターネットバンキング等を利用した地方税の納税(以下「電子納税」という。)は、マルチペイメントネットワーク(いわゆる「ペイジー」。以下「MPN」という。)の利用により行われる。MPNが提供する収納サービスとしては主に「オンライン方式」「情報リンク方式」「ダイレクト方式」の3種類がある。

「オンライン方式」とは、地方団体から送付された納税通知書に記載されている納付情報(番号)をインターネットバンキング等において入力し、納税を行う方法である (p35 下-p36 上参照)。固定資産税や自動車税など賦課課税方式の税目の納税について利用されており、平成28年7月現在、79団体で導入されている。

「情報リンク方式」とは、eLTAXホームページ上での電子申告等により生

成される納付情報(番号)をインターネットバンキング等に引き継ぎ、その引き継がれた情報を元に納税を行う方法である(p36 下参照)。法人住民税・事業税や個人住民税(特別徴収)など申告課税方式の税目の納税等のうち、eLTAXにより取り扱われているもの(法人住民税・事業税、個人住民税(特別徴収)、事業所税等)に利用されており、平成28年7月現在、22団体で導入されている。

「ダイレクト方式」とは、現在国庫金収納でのみ利用可能な方式であり、収納機関のホームページ(国税においては e-Tax ホームページ)での手続により、納税者が事前に登録した金融機関口座から自動的に支払い金額が引き落とされる方式であり、納税者は一つのホームページ上での操作で手続が可能となるものである(p37参照)。

MPN の利活用については、平成 18 年に総務省通知(総税企第 88 号・平成 18 年 4 月 1 日総務省自治税務局企画課長通知)において、「地方税等の収納に係るシステムの更新や改修(市町村合併に伴うシステムの改修など)の機会をとらえて MPN を活用した収納サービスを導入すること(中略)等について、電算システムを合理的に更新・改修していく観点から、指定金融機関等と協議しながら、十分に検討していただくことが適当」とされており、地方団体にその利用について助言を行ってきたところである(p39 参照)。

しかしながら、前述の通り、地方団体の電子納税の対応状況としては、オンライン方式によるものが 79 団体、情報リンク方式によるものが 22 団体となっており、電子申告が全団体で対応していることと比べると、進んでいないのが現状である (p28 上参照)。また電子納税の利用件数についても24,810 件(eLTAX における全ての納付手続の平成 27 年度実績)にとどまる(p22 下参照)。

3 電子納税の推進に係る課題

地方団体の電子納税の対応が進まない理由のうち、地方団体側の理由として挙げられるのが、導入に係る手間と費用である。

まず、電子納税に対応するためには、MPNに対応することが前提となるが、MPNの対応に対して手間と費用の点から負担感を感じる地方団体が少なからず存在する。

具体的には、MPNの対応にあたっては、会計規則の見直しや指定金融機関との調整、システム改修やセキュリティ対策などが必要となり、地方団体内外との調整や費用負担が生じるところである。

また、MPNの対応に加えて、情報リンク方式については、eLTAXによる電子申告等と連携した電子納税システムを各地方団体において構築する等の対応が必要になる。

<参考> 現行の電子納税の仕組み (p49 上参照)

eLTAX による電子申告等に対応した電子納税(情報リンク方式)において、地方団体は(A)電子納税システムと(B)MPN通信サーバの整備を行う必要がある。

- (A) 電子納税システムは、eLTAX から申告情報を受け付け、納付情報(番号)を生成するシステムである。地方団体が独自で整備する場合と、eLTAX 審査サーバ(eLTAX に申告されたデータを各地方団体の基幹システムに取り込むためのシステム)と併せて、システムベンダーが整備したシステムを他の地方団体と共同利用する場合がある。
- (B) MPN 通信サーバは、MPN の仕組みを通じて地方団体に送信される納税者の納付情報を地方団体側で受け付けるためのシステムである。地方団体が独自で整備する場合と、民間の収納代行業者が整備したシステム (MPN 共同利用センター) を他の地方団体と共同利用する場合がある。

電子納税の流れは以下の通りである。

- ① eLTAX により電子申告した納税者が電子納税を希望する場合、eLTAX から (A) 電子納税システムへ申告情報が提供され、電子納税システムにおいて納付情報が生成される (p49 上②)。
- ② 生成された納付情報は納税者に届き、納税者はインターネットバンキング等の MPN 提供チャネルにおいて納税の手続を行う (p49 上③④)。
- ③ 送金情報は MPN の仕組み (MPN センターを経由し、MPN 通信サーバにおいて受け付け)を活用して、各地方団体へ届けられる。各地方団体において、送金情報を元に消込み(送金情報と地方団体が保有する課税情報の照合)が行われる (p49 上⑤⑥)。
- ④ 納付した資金については、MPN の仕組みを活用して、各地方団体の指定金融機関に送金される (p49 上⑩)。

次に、納税者側においては、納める税の課税方式(申告課税 1・賦課課税 2) や納税者 3の類型(個人・法人)により事情が異なり、切り分けて議論することが有益である。

¹ 納税者がその納付すべき地方税の税額を申告する方式による課税をいう。

² 納税者の申告等に基づき、地方団体が税額を決定する方式による課税をいう。

³ 特別徴収義務者として納入する場合を含む。

<課税方式及び納税者の類型の整理>

納める税の課税方式(申告課税・賦課課税)と納税者の類型(個人・法人) に沿って、地方税の主な税目を整理すると以下の通りとなる。

	個	人	法人
	事業者以外	事美	業者
 申告課税方式			法人住民税等
中口味机刀式		事業	所税
	個人住民税	(普通徴収)	
賦課課税方式		従業員の個 (特別	
既誅誅犹刀式 		固定資産税	(償却資産)
	固定	資産税(土地・家	(屋)
		自動車税	

この点、事業者(法人及び個人)において電子納税の利用が進まない背景として、事業者が納める法人住民税・法人事業税 ⁴、従業員から特別徴収した個人住民税については、複数の地方団体へ納付・納入する場合においては、全ての納付・納入先の地方団体が電子納税に対応していなければ、事業者は電子納税を行ったとしても、一部の地方団体に対して紙ベースでの納付・納入の手続を行う必要があり、電子納税による効率化のメリットを受けづらく、電子納税の利用が進まないと考えられる。この点は、申告税目・賦課税目共通の課題である。

一方、事業者以外の個人については、賦課税目が課税される。電子納税の利用が進まない背景としては、事業者の場合と同じく、納付・納入先の地方団体が電子納税に対応していないことに加えて、電子納税が利用可能である場合でも、賦課税目については口座振替やクレジットカード納付、コンビニ収納など他の手段が一定程度整備されており、納税者が自由に選択できる状況にあって、電子納税を選択するインセンティブが働いていないのではないかとの意見もあった。

4 共同収納(共通電子納税)の方向性

電子納税の推進のため、電子納税に対応する地方団体が少ないという納税者全般の課題への対応の観点と、事業者において複数団体への一括での電子申告と同様に複数団体への一括での電子納税を可能にするという観点から、共同収納(電子納税のための地方団体共通の仕組み)について実務者による作業部会を設け、検討を行ったところである。

⁴ 法人住民税・法人事業税については、事業者のうち法人が対象となる。

作業部会における検討結果を踏まえ、共同収納の方向性について、本調 査研究会では以下の通り整理した。

4-1 共同収納の基本構成

(1) 共同収納に求められる要件

共同収納の目的を、電子納税に対応する地方団体が少ないことへの対応と複数団体への一括での電子納税を可能にすることと設定した上で、 共同収納に求められる要件を以下の通り整理する。

- ① 納税者は、eLTAX により電子申告した情報に基づき作成される一括 納付情報(複数の地方団体に一括して納付するためにインターネットバンキング等に入力するための納付先の情報)等により、MPNの 提供チャネル(インターネットバンキング等)において一括して納税を行う。
- ② 納税者及び地方団体の双方の利益のため、納税者が支払手続を行った日が個別の地方税を納付した日とされる。
- ③ 地方団体及び金融機関の実務への配慮の観点から、個別の地方団体への支払情報の到達、口座への入金は、現行と大差ないタイミングで行われる。
- ④ 平成29年7月以降、公金決済サービス(マイナポータル経由の電子的な公金決済を実現し、納付書がなくても画面操作で電子的な納付が完結できる手段)の導入が予定がされており、個人向けの税目について、電子納税等の利用ニーズの高まりが見込まれることから、今後の賦課税目への対応等も踏まえ、汎用性の高いシステムとする。

(2) 要件を満たすための仕組み

(1)で整理した要件を満たすための共同収納の仕組みは以下の通りとする。

- ① 現行の電子納税において個別の地方団体が整備する電子納税システム及び MPN 通信サーバに相当するシステムを共同収納システムとして、一括で整備する。
- ② 地方団体の MPN 加入の現状等を踏まえ、納税先全ての地方団体が MPN に対応せずとも電子納税ができるようにするため、資金移動に ついては、いったん地方団体共通の口座(以下「共通口座」という。) を経由する方法とする。

⁵ 内閣官房資料「マイナンバー制度導入後のロードマップ (案)」より。

<具体的な資金移動方法> (p49 下参照)

- ① 納税者は共同収納システム上のサイトを操作し、電子申告等の情報に基づいた一括納付情報を得る。
- ② 納税者は一括納付情報を元に、インターネットバンキング等の MPN 提供チャネルにより納税の手続を行う。
- ③ 一括納付した送金情報は MPN 等の仕組み (MPN センターを一括納付情報として経由し、MPN 通信サーバにおいて個別納付情報と対応付け)を活用して、各地方団体へは個別の納付情報として届けられる。各地方団体において、個別の納付情報を元に消込み(納付情報と地方団体が保有する課税情報の照合)が行われる。
- ④ 一括納付した資金については、MPN の仕組みを活用して、共同収納システムの運営主体の口座(共通口座)に入金される。共通口座に入金された資金は、共同収納システムが保有する個別納付情報を元に、各地方団体の指定金融機関に送金される。

具体的な資金移動方法④の指定金融機関への送金は振込等の方法が考えられ、各地方団体においては必ずしも MPN への対応は求められない。したがって、納税先全ての地方団体が MPN に対応せずとも、共同収納により納税先全ての地方団体に電子納税が可能となるものである。

- ③ 各金融機関、共同収納システム運営主体及び各地方団体においては、 共同収納の運用に関して契約等の取り決めが必要となると考えら れるが、個別の契約ではなく、共同収納に関する規約に同意して各 金融機関・各地方団体が共同収納の仕組みに参加することとするな ど、各主体の事務負担を軽減することを検討する。
- ④ 準備のための十分な期間・情報提供のもとで、全地方団体が新システム導入時に一斉に対応することを目指す。

(3) 共同収納導入にあたっての前提条件

(2)の仕組みに基づき、共同収納を導入するにあたっては、以下の条件を前提とする。

- ① 地方団体のコストや事務負担が、現状の個別の電子納税への対応に 比べて増加しない。
- ② 共通口座の主体について、地方団体に代わり収納を行うことや主体 そのものの法的な位置づけについて、今後整理していく必要がある。 あわせて業務の適正な運営が確保される仕組みの確保、守秘義務等 の安全性の確保等の措置を講じる。
- ③ 現在個別に電子納税等に対応している地方団体が共同収納へ円滑に移行できるように配慮する。

4-2 ダイレクト方式による共同収納の仕組み

(1) 納税者の口座情報の管理

4-1 の基本構成は現行の情報リンク方式による共同収納を念頭に置いているが、当該基本構成を元にダイレクト方式による共同収納の仕組みも構築可能である。具体的には、MPN及び共通口座を利用した送金の仕組みは変えず、送金の起点について、納税者によるインターネットバンキング等の操作(情報リンク方式)に代わり、あらかじめ共同収納システムに登録された納税者の口座情報をもとに、納税者の口座がある金融機関に対して自動的に口座引き落としの請求(ダイレクト方式)が行われることになる(p56 上参照)。

したがって、ダイレクト方式による共同収納については、納税者の口座情報をあらかじめ納税者が登録することが必要となる。多数の口座情報の管理を安全かつ効率的に行うため、口座情報は共同収納システムの運営主体が管理することとする。

(2) 事前手続

ダイレクト方式における金融機関への引き落とし請求にあたっては、引き落としの請求主体が納税者の口座情報を把握していることと、自動的に口座引き落としされることに対する納税者の同意を確認できることが条件になる。国税のダイレクト方式においては、納税者の口座情報及び納税者の同意の確認のため、あらかじめ税務署と金融機関に届出を書面により行うこととされている(p56下参照)。ダイレクト方式による共同収納についても、口座情報登録のための事前の届出が必要となるものであるが、届出を電子的に行う、届出を書面で行う際は金融機関への提出で完結させる等、事務の簡素化を検討することとする。

4-3 共同収納導入のロードマップ

共同収納の導入にあたっては、どの税目から導入していくか、あるいは、現行の電子納税においても採用されている情報リンク方式に加えて、新しい手法であるダイレクト方式をいつから導入していくかについて検討を要する。

(1) 優先的に着手するべき分野

この点、本調査研究会においては、共同収納の導入にはシステム改修 等の一定の投資が必要となることから、短期的には共同収納の導入によ り利用者が利便性を実感できる分野から優先的に着手することで、早期

⁶ 税理士が納税者に代わってダイレクト方式による電子納税を行うことが可能であるため、納税者の同意が明らかである必要がある。

に共同収納への投資に対する成果をあげ、長期的な展望へつなげていく ことを提案する。

具体的には、「納税先全ての地方団体が電子納税に対応していない」という電子納税を利用しない一因がある程度特定されている事業者向けの税目のうち、特に電子納税の前提となる電子申告等について対応している eLTAX 取扱い税目について当面の導入を進めるべきである。

また、事業者向けの税目を当初の導入対象とする場合には、現在事業者向けの電子納税が可能な情報リンク方式に加えて、本人以外(税理士)による手続が可能となり、事業者のニーズが高いダイレクト方式も併せて導入するべきである。

さらに、事業者向けの税目(eLTAX 取扱い税目)について、各地方団体が共同収納に対応することにより、複数の地方団体への一括納税のみならず、単一の地方団体への電子納税が可能となる基盤が広く整うこととなる。eLTAX 取扱い税目以外の事業者向けの税目について電子納税の対応を拡大するとともに、個人についても口座振替やコンビニ収納、クレジットカード納付に加え、多様な収納手段を提供するという観点から、固定資産税や自動車税等の賦課税目についても、共同収納の対象とすることを検討すべきである。

なお、個人が数多く課税対象となる賦課税目への対応を検討する場合には、マイナポータルを活用した「公金決済サービス」の提供が今後予定されていることを踏まえ、当該サービスとの連携を密にして、納税者にとって便利な仕組みとしていくべきである。

この点、事業者向けの税目(eLTAX 取扱い税目)を当初の導入対象とする点には異論がなかったものの、既に一部の金融機関において個人住民税(特別徴収)の手続を複数とりまとめて代行するサービスが存在するため、事業者に対する eLTAX 対応税目以外の税目でのメリット提示や個人向けのメリット提示が重要である点、件数が多い賦課税目への対応が省力化や利便性向上には不可欠である点を踏まえ、賦課税目についてもできる限り早期に導入を進めていくべきとの意見があった。

(2) 共同収納に関する当面の取り組みにより生じるメリット 電子納税の導入は、納税者の利便性向上と地方団体・金融機関の事務 負担軽減の観点から意義があるものである。共同収納に関する当面の取 り組みにより、納税者・地方団体・金融機関には、以下のような具体的 なメリットが生じると考えられる。。

-

⁷ メリットに関する粗い定量的な推計は資料 p54 下-p55 上参照

	納税者	地方団体	金融機関
電子納税による	○銀行窓口等へ	○消込事務の電	○窓口の混雑緩
メリット	出向くことが	子化により、手	和【全税目】
	不要に。【全税	作業での消込	○紙の納付書を
	目】	の事務負担が	仕分け、処理・
	○納付書の記入・	軽減。【全税目】	保管するなど
	印刷が不要に。	○納入済通知書	の事務負担が
	【申告税目】	の管理業務の	軽減。【全税目】
	○電子申告とあ	軽減。【全税目】	
	わせて、申告か	○納期内納付率	
	ら納税まで一	の向上。【全税	
	連の手順で行	目】	
	うことが可能		
	に。【申告税目】		
共同収納による	○複数団体への	○共同でのシス	○利便性向上に
メリット	一括納税によ	テム構築によ	より電子納税
	り利便性が向	り、システムの	利用者、利用地
	上。【申告税目】	コストを削減。	方団体が増え
		【全税目】	ることで、金融
	←一部の地方団	○利便性向上に	機関の事務負
	体・金融機関が	より電子納税	担が一層軽減。
	欠けると利便	利用者が増え	【申告税目】
	性が大きく低	ることで、地方	
	下	団体の事務負	
		担が一層軽減。	
		【申告税目】	

(3) 長期的な展望

当初の事業者向けの税目(主に申告税目)への導入、その後の個人向けの税目(賦課税目)への対象拡大に加え、長期的な展望としては、二つの方向性が考えられる。

第一に、共同収納の対象及び収納方法の更なる拡大である。MPN は税金のみならず幅広い決済をサービスの対象としており、地方団体においては他の公金の収納にも利用されている。共同収納は、納税者は MPN の収納チャネルを利用しつつ、個別の地方団体の MPN 対応を不要とする仕組みである。したがって、MPN の収納チャネルを利用した公金の送金についても、共同収納の対象とした場合、実務的な検討は必要ではあるが、個別の地方団体の MPN 対応がなくとも、インターネットバンキング等に

よる公金収納が可能となる。将来的には、税以外のものも含めて、公金収納全体について共同収納の仕組みを活用することが、地方団体・納税者・金融機関にとって望ましいのではないかとの意見があった。また、MPNの収納チャネルは金融機関が担っていることから、共同収納の仕組みを活用することで、窓口収納や口座振替を取り扱う金融機関®を全国に拡大することも考えられるのではないかとの意見があった。

第二に、共同収納システムの運営主体の活用である。共同収納システムの運営主体は、各地方団体の地方税の収納事務を一括して行うこととなるが、その場合の納税の方式は必ずしも電子納税のみに限定されるものではない。クレジットカード納付やコンビニ収納などの他の収納手段を用いて共同収納システムの運営主体へ納税することも考えられる。この点、クレジットカード納付やコンビニ収納について、共同収納システムの運営主体が一括してクレジットカード会社やコンビニチェーン等の関係業者と契約等を行うことで地方団体が関係業者と一対一で個別に契約をしなくてよくなれば、現在クレジットカード納付やコンビニ収納を導入していない地方団体の納税者も当該納付方法を利用可能になり、利便性が大きく向上するのではないかとの意見があった。

5 今後の展望

以上の共同収納の方向性を踏まえ、今後、各主体において共同収納の更なる検討及び導入にあたっての具体的な議論を行う際には以下の点に留意する必要がある。

第一に、費用負担のあり方である。4-1 (3)共同収納の導入にあたっての前提条件で記載したように、地方団体のコストや事務負担が、現状の個別の電子納税への対応に比べて増加しないことが重要である。そのためには、システム全体のコストを抑制していくことはもちろんであるが、そのコストを各地方団体が負担する場合の負担のあり方については、小規模団体においては電子納税によるメリットが大都市等に比べて相対的に小さいことなども踏まえて検討する必要がある。

第二に、小規模団体への柔軟な対応である。小規模団体も含め、全地方団体が共通電子納税に対応することを目指すべき以上、小規模団体の共同収納参加にあたっては、システム改修や事務フローの変更の規模が大きくならない方法を選択できるようにするなど、柔軟な対応をしていくべきである。

_

⁸ 地方自治法第 235 条、地方自治法施行令第 168 条等により、公金の収納は地方団体が契約する指定金融機関及び指定金融機関と契約する指定代理金融機関・収納代理金融機関等に限り行うことができる。

第三に、金融機関における対応である。地方団体側での電子納税導入が進むのと併せて、電子納税を利用可能な金融機関の拡大は納税者の利便性向上の観点から重要である。ゆうちょ銀行や JA 等の組合系の金融機関等、幅広く対応拡大を検討していくべきとの意見があった。

電子納税の導入は、納税者の利便性向上と地方団体・金融機関の事務負担 軽減の観点から意義があるものであり、「平成29年度税制改正大綱」(平成 28年12月8日 自由民主党・公明党)及び「平成29年度地方税制改正等 に関する地方財政審議会意見」(平成28年11月18日 地方財政審議会) においても、「地方団体が共同で収納」を行う方策についての検討が求めら れている。

こうした要請も踏まえ、今後、共同収納についての更なる検討と、地方税の課税主体である地方団体における共同収納の導入に関する合意形成が進むことを期待するものである。

Ⅱ 地方税の徴収対策について

1 地方税の徴収の現状と課題

地方税は地方財政の基盤である。歳入の確保と税負担の公平・納税者の信頼の確保の観点から、地方団体はこれまで積極的な徴収対策に取り組んできた。その結果、地方税の徴収率は、直近では98.9%(平成26年度現年課税分)となっている。本格的な人口減少・超高齢社会を迎える中、地方団体が提供する行政サービスの需要はますます増加しており、それを支える地方税の充実確保を図る必要があり、徴収率の更なる向上が重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本調査研究会の平成 28 年度のテーマのひとつと して、「地方税の徴収対策」を設定し、実務的な検討を行うこととした。

(1) 地方税の課税・徴収方法の特徴(p61上参照)

地方税は、全体の課税件数のうち 9 割以上が賦課課税であり、課税側 (都道府県や市区町村)が課税対象を調査した上で税額を決定し、納税者 に通知する仕組みのため、課税対象の把握や評価などに手間がかかるという特徴がある。

また、賦課課税の税目のほとんどが普通徴収によって徴収されていることから、納税者が納税通知書を金融機関や課税庁の窓口に持参する等によって納付する必要があるため、滞納が発生しやすく、督促等に係る事務負担が大きい。

また、軽自動車税のように一件あたりの税額が比較的少額の税目が多いこと、固定資産税のように一年度内に複数の納期限が設定されている税目があることが地方税の特徴として挙げられる。

(2) 地方税の徴収率及び滞納残高の現状 (p61 下-p63 参照)

地方税の徴収率は、都道府県・市区町村ともに、リーマンショック(平成 20 年 9 月)を受けて平成 21 年度は低くなっているが、その後は上昇傾向であり、平成 26 年度決算では現年分で 98.9%となっている。

都市別に比較すると、都道府県及び大都市に比べ、その他の都市及び町村の徴収率が低くなっている。さらに、その他の都市及び町村の徴収率を人口規模別に比較すると、町村においては2千人未満の団体において最も高く、人口規模が大きくなるほど低下していき、人口規模2万人以上で上昇に転じるという傾向にある。その他都市においては、人口規模が大きくなるほど上昇していく傾向にあるが、人口規模が5万人未満では町村全体の平均よりも下回る傾向にある。

地方税の滞納残高(累積)については、三位一体の改革による税源移譲 の影響で平成19年度以降一時的に増加したが、各地方団体が積極的に徴 収対策に取り組んだ結果平成 22 年度以降は減少傾向であり、平成 26 年度 決算では、全体で 1 兆 4,055 億円となっている。内訳では、個人住民税及 び固定資産税が全体の 85%を占めている。

地方税の不納欠損処理額については、平成 26 年度決算では、全体で 1,519 億円となっており、内訳では、個人住民税及び固定資産税が全体の 86%を占めている。

(3) 地方税の滞納整理の状況について(資料 p64 参照)

平成 26 年度に差押えを行った団体は、都道府県では全団体、市区町村では 1,555 団体である。また、差押財産の換価を行った団体は、都道府県では全団体、市区町村では 1,425 団体である。さらに、動産や不動産について公売を行った団体は、都道府県では全団体、市区町村では 660 団体という状況である。

最近ではインターネット公売に取り組んでいる団体が増加しており、平成 26 年度において都道府県では 41 団体、市区町村では 588 団体が実施している。

また、タイヤロックについて、都道府県では41団体、市区町村では223 団体で実施しており、近年東京都で導入されたミラーズロックについても、 都道府県、市区町村ともに導入団体は徐々に増加している。

なお、平成 26 年度に差押えを行っていない市町村は 186 団体あるが、この内 95 団体が地方税の事務の共同処理組織に属しており、当該組織において滞納整理を行っている。また、残りの 91 団体は、徴収率が 100%の団体が 10 団体、徴収率が 98%未満の団体が 15 団体含まれている。

2 収納手段について (p66 下-p67 参照)

地方団体の収納手段は、窓口収納、銀行・郵便局収納等様々であるが、そのうちコンビニ収納については、都道府県では全団体が導入、市区町村では 約6割の1,004団体が導入している状況である。

コンビニ収納導入の課題としては、コンビニ窓口で納付されてから地方団体で入金を確認するまでに時間がかかることや、氏名、住所、税額といった情報をコンビニ店員に見られることに対する納税者の抵抗感があるといったことが挙げられる。

クレジットカード収納については、手数料がコンビニ収納(1件当たり平均50円から60円)に比べて高く、1件当たり105円程度かかっており、導入団体についても、都道府県では約半分の25団体、市区町村では97団体と導入が進んでいない状況である。その理由としては、納税者に手数料負担が生じることが挙げられる。カード払いの場合は手数料の負担は行政ではなく納税者が負担することが適切という考え方から、ほとんどの導入団体におい

て手数料を納税者が負担している。また、システム改修に費用を要すること も課題の一つである。

電子申告の推進については、現在、全ての都道府県及び市区町村において eLTAX を通じた申告が可能となっており、その利用率については、年々、増加している状況である。

3 徴収業務の共同処理の現状 (p65-p66 上参照)

地方税の事務を共同処理する一部事務組合や広域連合、または任意協議会は、平成27年度では43組織存在している。これを類型化すると、組織構成として、市町村のみで構成される共同組織、道府県と市町村で構成される共同組織の大きく二つに分類される。

また、業務については、滞納整理の実施や職員に対する研修などの徴収業務を主に行っており、その対象とする税目は、個人道府県民税を含めた個人住民税を中心として、固定資産税等の市町村税、また、道府県が含まれる組織では道府県税も対象としているところもある。その上で、徴収業務のみならず、申告の受付などの課税に関する業務も共同で行っている組織もある。

市町村のみで構成され、個人住民税を中心として市町村税の滞納案件を移管し、滞納処分まで移管先の組織において実施しているものは22組織ある。

また、道府県と市町村で構成される組織は19組織(広域連合1組織、任意協議会18組織)あり、市町村税の滞納案件のみ移管する組織と道府県税まで移管する組織がある。任意協議会では、県市職員を相互併任し、滞納処分まで行う場合には、移管元の長の名において滞納処分を実施している。

さらに、徴収業務のほか、法人関係税、軽自動車税の申告受付、税額の算定、電算システムの整備などを行っている広域連合もある(京都地方税機構や静岡地方税滞納整理機構)。

その他、委員からは、課税徴収に係る全ての事務に取り組んでいくことが 体力的に難しい地方団体もでてきており、独立した地方の徴収機構のような ものができれば、困難な滞納整理案件をまとめることで、さらなる高度化を 図ることが可能ではないかという意見もあった。

4 地方団体の取組事例 (p69-p95 参照)

滞納整理の手法について、地方団体の委員からは、インターネット公売によって動産の差押えや不動産の売却が非常に進むようになったという報告があった。

また、執行体制の整備について、横浜市では高額と少額の滞納額を区分して整理する方式では、金額の低い案件の優先順位が低くなり、手つかずとなってしまう恐れがあるとして、この方式を廃止し、滞納整理支援システムを導入することで時間を効率化した上で、全ての職員が金額の小さいものから

大きいものまで担当をする方式に変えている。この方式により、少額滞納については、システムで一括処理を行うことで、定期的な催告書の送付が可能となり、高額滞納については、全ての職員が滞納金額の大きい順に財産調査等の対応処分を行うなど、効率的な滞納整理を可能としている。さらに、徴収現場と企画指導部門の連携強化を図り、目標の設定・共有化を行うことで計画的に事務執行を進めることや、即戦力をつくるために、人材育成を強化し、研修の充実やマニュアルの整備を行うことで実務能力向上を図っている。

また、地方団体の委員からは、滞納整理を行う上では財産調査が非常に重要であるとの意見があった。横浜市では財産調査を徹底して、納税資力の有無の見極めを行い、納税資力がある場合には、早急に差押えや換価手続等の滞納処分を実施し、納税資力がない場合には、速やかに執行停止等の納税緩和措置を図ることとしている。

財産調査については、財産調査基準を設定し、確定申告書、税務署、給与、 年金、賃料、地代などについて、高額滞納と少額滞納別に調査の範囲を定め ている。

その他にも、生活・事業状況等実情調査を行い、不動産、預貯金、生命保険、損害保険、国税還付金、敷金、保証金など様々な債権について調査を行い、滞納処分を行う際は、不動産のように差し押さえても財産価値の有無が不確かかつ、公売までの手続がかかるものではなく、財産調査で把握できた債権を優先して差し押さえることにしている。この結果、横浜市の財産別差押執行数は平成23年の3万件から、平成27年度では4万件と増えている。なお、不動産については、毎年定期的な共同公売を行い、効果的に売却している。

納税資力がない場合の納税緩和措置について、生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、庁内連携を強化し、納税相談において同制度の利用が見込まれる場合等には、生活保護担当部署へ案内するなどの支援に取り組んでいる団体もある。

現年度分への早期対策については、口座振替ができなかった場合や督促状を出した直後に納税者に対して委託業者による電話納付案内を実施している。架電をして、応答があった場合には、応答がなかった場合に比べて納付率が高くなる傾向にあり、費用対効果が高い取組となっている。

このような先進的な徴収事務の取組については、全国的に拡大していく ことにより、更なる徴収率の向上が図られることが求められる。

5 その他

研究会で報告された事例では、固定資産税課税事務の課題について、登記されている物件もしくは未登記でも捕捉した物件が固定資産台帳に登録さ

れているが、登記を変更せずに転居してしまう場合や、所有者が死亡した場合に相続登記をする人がいないことで、納税通知書が届かない事案が発生しているとの意見があった。

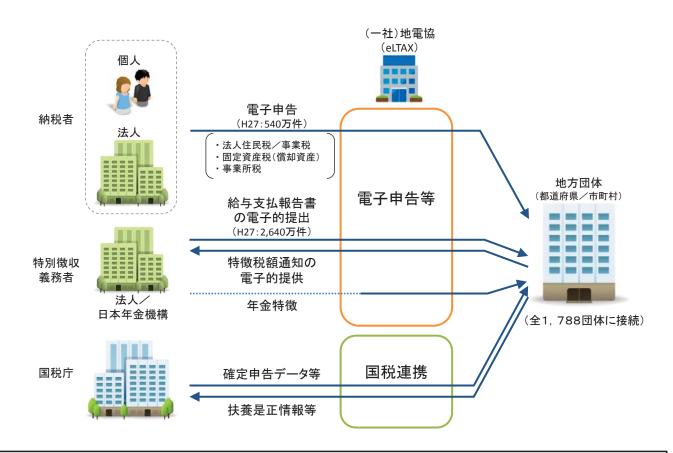
また近年では、リゾートマンションのように他人同士が多数で共有している不動産が増え、代表者からの徴収が困難になる事案も発生しているとの意見があった。

<参考資料>

資料 1 税務行政の電子化 (電子申告) の現状

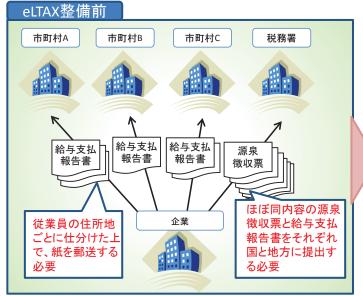
eLTAX(地方税ポータルシステム)の役割

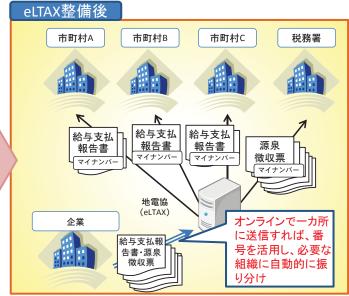
○ eLTAXは、「地方税の電子化」の基盤として欠くことのできない存在となっている。



給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出先の一元化

- 企業は、従業員の給与に係る給与支払報告書を従業員住所地の市町村に、源泉徴収票を税務署 にそれぞれ提出している。
- 給与支払報告書と源泉徴収票の様式を統一し、地電協(eLTAX)に一元的に送信して必要な提出先に振り分けることにより、企業の事務負担を軽減する。
- ※eLTAX整備前は、紙により従業員住所地の市町村等ごとに仕分けた上で、郵送していた。
- ※平成26年1月から、一定規模以上の事業者に対し、給与支払報告書の電子的提出を義務化。
 - 平成29年1月から、給与支払報告書と源泉徴収票の電子的提出先を一元化。また、マイナンバーを含む情報がeLTAX経由で送信される





市区町村における電子申告等受付サービスの導入状況

- 〇 個人住民税(給与支払報告書の電子的提出の受付)、法人市町村民税の電子申告の受付、固定資産税(償却資産)及び事業所税の電子申告の受付については、全団体が導入。
- 申請・届出(法人設立届出の電子的提出等の受付)についても、大半の団体が導入。

	課税団体数	平成29年1月現在 導入団体数	平成29年4月時点 で未導入の団体数(予定)
個人住民税 (給与支払報告書の電子的提出 の受付)	1,741市区町村	1,741市区町村 (100%)	0
法人市町村民税の 電子申告の受付	1,718市町村	1,718市町村 (100%)	0
固定資産税 (償却資産)の 電子申告の受付	1,718市町村	1,718市町村 (100%)	0
事業所税の 電子申告の受付	75市	75市 (100%)	0
申請・届出 (法人設立届出の電子的提出等 の受付)	1,741市区町村	1,732市区町村 (99.5%)	9市区町村

<参考:未導入団体の内訳>

【申請・届出】 北海道北斗市、雄武町、新ひだか町/東京都北区/石川県珠洲市、志賀町、穴水町/広島県江田島市/愛媛県八幡浜市 ※「電子申告等の利用率等の調べ等について」(平成28年5月27日付け事務連絡)の回答によるもの。

eLTAX(地方税ポータルシステム)の利用件数

	申告等							
	法人都道府県 民税·事業税· 地方法人特別 税	法人市町村民税	個人住民税	固定資産税 (償却資産)	事業所税	合計	納付手続	申請·届出
平成16年度	150	_	_	_	_	150	_	_
平成17年度	5,756	464	ı	723	1	6,943	ı	ı
平成18年度	36,199	7,691	_	2,969	_	46,859	_	_
平成19年度	306,376	65,129	29,655	23,186	38	424,384	8	27
平成20年度	651,776	164,958	133,576	58,491	784	1,009,585	410	3,188
平成21年度	951,801	398,718	470,297	129,515	2,042	1,952,373	2,855	11,124
平成22年度	1,243,852	838,641	1,023,116	223,393	3,295	3,332,297	4,451	27,099
平成23年度	1,526,674	1,258,719	1,495,766	314,075	5,129	4,600,363	6,860	65,659
平成24年度	1,735,295	1,572,781	1,960,421	392,768	7,391	5,668,656	9,802	165,323
平成25年度	1,935,319	1,889,190	3,183,162	499,068	9,726	7,516,465	13,445	228,695
平成26年度	2,144,997	2,213,267	3,877,599	637,151	11,918	8,884,932	17,112	306,020
平成27年度	2,338,428	2,426,354	4,493,503	807,535	13,824	10,079,644	24,810	413,770

- (注1) eLTAXの運用開始は、平成17年1月。
- (注2) 年度の件数は、4月から翌年3月までの集計値。
- (注3) 審査不受理、廃止などの件数も含め、利用者からeLTAXに送信された総件数を集計したもの。

都道府県における法人住民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告利用率

○電子申告受付開始後、電子申告利用率は着実に増加

年度	全申告件数	電子申告による	電子申告 利用率	
		申告件数		
平成21年度	3,867,184	925,347	23.9%	
平成22年度	3,770,474	1,212,202	32.1%	
平成23年度	3,747,211	1,482,431	39.6%	
平成24年度	3,797,289	1,685,628	44.4%	
平成25年度	3,819,710	1,885,761	49.4%	
平成26年度	3,885,180	2,055,978	52.9%	
平成27年度	3,965,245	2,225,981	56.1%	

- ※ 全申告件数は、各団体において把握している当該年度内に受け付けた申告の全件数(電子申告、紙申告の合計。 過事業年度分を含み、訂正・予定・中間・確定・修正申告等の申告の区分を問わない)。
- ※ 電子申告による申告件数は、当該年度内に受理した電子申告による申告件数から、各団体において重複データ・ 不受理データ等審査済みとせず、課税に使用しなかったデータを除いた件数。

市町村税における電子申告利用率

○ 各税目とも利用率は上昇しているものの、固定資産税(償却資産)及び事業所税については比較的低い状況 となっている。

	年度	全申告件数	電子申告による 申告件数	電子申告 利用率
	平成24年度	3,931,316	1,539,168	39.2%
	平成25年度	3,975,188	1,850,909	46.6%
法人市町村民税 	平成26年度	4,057,053	2,159,683	53.2%
	平成27年度	4,129,566	2,369,663	57.4%
	平成24年度	3,258,129	378,687	11.6%
│ │ 固定資産税	平成25年度	3,289,819	484,938	14.7%
(償却資産)	平成26年度	3,377,644	599,967	17.8%
	平成27年度	3,424,502	761,283	22.2%
	平成24年度	115,824	6,730	5.8%
事業 託符	平成25年度	118,821	8,990	7.6%
事業所税	平成26年度	117,212	11,270	9.6%
	平成27年度	116,886	13,135	11.2%

- ※ 固定資産税(償却資産)及び事業所税については、東京都特別区分(東京都への申告分)を含む。
- ※ 全申告件数は、各団体において把握している当該年度内に受け付けた申告の全件数(電子申告、紙申告の合計。過事業年度分を含み、訂正・予定・中間・確定・修正申告等の申告の区分を問わない)。
- ※ 電子申告による申告件数は、当該年度内に受理した電子申告による申告件数から、各団体において重複データ・不受理データ等審査済みとせず、 課税に使用しなかったデータを除いた件数。

給与支払報告書の電子的提出による提出率

年度	全提出 件数	eLTAX による 提出件数	光ディスク等に よる 提出件数	eLTAX 利用率	(参考) 電子的提出率 (eLTAX及び 光ディスク等による 提出率)
平成23年度	75,384,347	6,819,022	5,573,103	9.0%	16.4%
平成24年度	75,956,697	9,088,478	5,459,952	12.0%	19.2%
平成25年度	77,326,760	20,190,234	4,525,356	26.1%	32.0%
平成26年度	78,789,120	23,359,913	3,974,061	29.6%	34.7%
平成27年度	80,998,022	26,415,981	3,877,539	32.6%	37.4%

- ※ 全提出件数は、各団体において把握している当該年度内に受け付けた提出の全件数(eLTAX、光ディスク等の提出媒体、紙媒体の合計。訂正、現年度、過年度等の提出の種類を問わない。)。重複データ・不受理データ等の課税に使用しなかったデータを除いている。
- ※ eLTAXによる提出件数は、当該年度内に受け付けたeLTAXによる提出件数(訂正、現年度、過年度等の提出の種類を問わない。)。重 複データ・不受理データ等の課税に使用しなかったデータを除いている。
- ※ 光ディスク等による提出件数は、当該年度内に受け付けた光ディスク等の提出媒体による提出件数(訂正、現年度、過年度等の提出の種類を問わない。)。重複データ・不受理データ等の課税に使用しなかったデータを除いている。

資料2 地方税の収納の現状と課題

収納手段の多様化に関する基本的考え方

平成28年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について(抄)

平成28年1月20日自治税務局事務連絡

第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

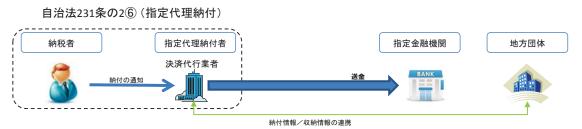
(4) 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、いやしくも課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、「地方税法」等の規定に基づき、公平かつ適正な税務執行に努められたいこと。このうち徴収対策については、上位3分の1の地方団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として、平成28年度以後、基準財政収入額の算定に段階的に反映することとされたことも踏まえ、一層の取組を促進する必要があること。コンビニエンスストア、マルチペイメントネットワーク、クレジットカード等を利用した収納等の活用など納税者が税を納付しやすい納税環境については、平成29年7月からマイナポータルの運用が開始され、電子申告及び電子納付による納税者の利便性向上が重要になるため、費用対効果の観点も踏まえながら、各地域の実情等に応じてその整備を図る必要があること。また、悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要があること。一方で、「地方税法」では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。

各収納手段の概要

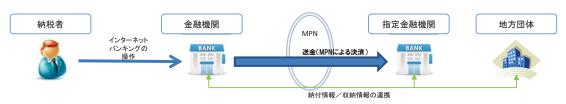
① コンビニ収納



② クレジットカード納付



③ ペイジー (マルチペイメントネットワーク) ※インターネットバンキングの場合



各収納手段の導入団体数

出典: 地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果(平成28年7月1日現在)

	都道府県	市区町村	
口座振替	47	1,734	
コンビニ収納	47	1,072	
クレジットカード納付	30	124	電子納税》
ペイジー (インターネットバンキング(又はATM))	20	59	税 3
eLTAXでの電子申告と連動した 電子納税	12	10	

※一部の税目でのみ取り扱っているものも、「導入団体」として計上。

税目ごとの導入状況

出典: 地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果(平成28年7月1日現在)

			口座振替	コンビニ収納	クレジットカード 納付	ペイジー
	個人事業税	賦課	47	26	1	19
都道	法人道府県民税 法人事業税	申告	7	15	1	17
旧府県	自動車税	賦課	39	47	30	19
税	軽油引取税	申告	7	15	1	14
	不動産取得税	申告	4	27	1	19
	個人住民税	賦課	1,729	1,054	104	58
市町	軽自動車税	賦課	1,697	1,071	120	53
村税	固定資産税	賦課	1,707	1,031	102	47
	国民健康保険税	賦課	1,517	883	73	31

税目ごとの導入状況

政令市+中核市

出典:地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果(平成28年7月1日現在)

	口座振替	コンビニ収納	クレジットカード 納付	ペイジー
個人住民税	100.0%	91.0%	17.9%	26.9%
軽自動車税	92.5%	94.0%	16.4%	20.9%
固定資産税	100.0%	91.0%	17.9%	20.9%
国民健康保険税	40.3%	35.8%	6.0%	9.0%

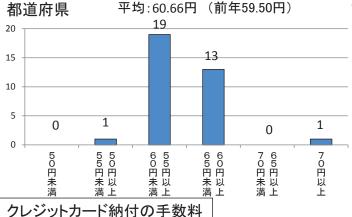
全市区町村

	口座振替	コンビニ収納	クレジットカード 納付	ペイジー
個人住民税	99.3%	60.5%	6.0%	3.3%
軽自動車税	97.5%	61.5%	6.9%	3.0%
固定資産税	99.4%	60.0%	2.7%	5.9%
国民健康保険税	87.1%	50.7%	4.2%	1.8%

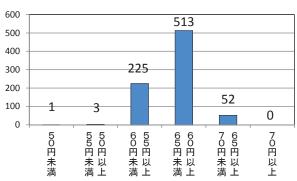
コンビニ収納・クレジットカード納付の手数料

出典: 地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果(平成28年7月1日現在)

コンビニ収納の手数料



市区町村 平均:61.16円 (前年60.92円)



(都道府県)

- 非公表の17団体を除いた13団体の手数料は、324~432円/件。
- このうち、行政負担額は0~108円/件。

(市区町村)

- 市区町村の手数料は、概ね1%程度。ただし、「納付税額が1万円以上となる場合は、108円に1万円 増えるごとに108円加算」とするなど、具体的な設定方法は区々。
- このうち、行政負担額は、「税額の1%か108円の低い方」として上限を設けている団体が多い。一方 で、「54円/件」(金額は54~108円)と定額とする団体や上限を設けずに「税額の1%」とする団体もある。 なお、行政負担額がないとする団体も19団体ある。(このほか、非公表の団体が20団体ある。)

ペイジーの導入に関する地方団体の意見

出典: 地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果(平成27年7月1日現在)

マルチペイメントネットワーク(ペイジー)導入によるメリット

- 銀行窓口等の営業時間外でもATMや自宅からパソコン等で納付が可能になった。
- 収納済通知データの即時入手により紙ベースの入力事務が不要になった。
- 銀行(郵便局)窓口収納分の収入消込の日数が短縮された。

マルチペイメントネットワーク(ペイジー)導入に係る課題

- 導入に伴うシステム改修費、維持費が必要。 ※「費用対効果」を課題として挙げる地方団体は、都道府県21団体/市区町村695団体に上る。
- 納付後も納付書が納税者の手元に残ることによる二重納付の可能性がある。
- 〇 一定期間納税証明書が発行されない。

電子納税を巡る状況について

国税との比較

	地方税	国税	
クレジットカード納付	154団体で可能(対象税目は区々)	全ての税目で可能予定(平成29年1月~)	
ペイジー (オンライン方式 又は情報リンク方式)	79団体で可能(対象税目は区々)	全ての税目で可能	
ペイジー (ダイレクト方式)	導入団体なし	(税目、納付金額等の納付情報データを 予めe-Taxに登録した場合)	

骨太の方針2016 (経済財政運営と改革の基本方針2016 平成28年6月2日閣議決定)

○ 骨太2016(成長戦略)では、「我が国を『世界で一番企業が活動しやすい国』とすることを目指し、…規制改革、行政手続簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとし、事業者目線で規制・行政手続コストの削減への取組を、目標を定めて計画的に実施する」とされている。改善を図るべき分野として、かねてから納税分野が指摘されており、今後、具体策の検討が必要となる。

マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム (加藤勝信内閣官房副長官(当時)を座長とする関係各省政務官を入れた検討チームによる報告書 平成27年6月22日決定)

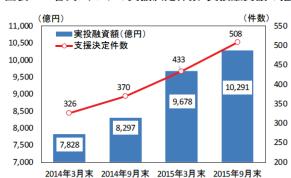
○「マイナポータルの提供開始により、利用者が様々な行政手続をオンラインで簡易かつ迅速に処理する… 仕組が整備されることを受けて、国税・地方税・年金等に係る申請・申告から納付までの一連の手続を、オンライン上で一括的に処理できるサービスを新たに提供する…」とされており、電子納税の推進が必要。

4. 「未来投資」への決断の後押し

<官民ファンドの活用>

- 官民ファンドの活用に向け、まずは民間専門人材の活用、 官民ファンドのガバナンスを徹底すべき。
- 必要に応じ、議決権に影響を与えない範囲で、時限的に 官民ファンドの出資比率を1/2以上とすることも検討すべ

図表8. 官民ファンドの支援決定件数・実投融資額の推移



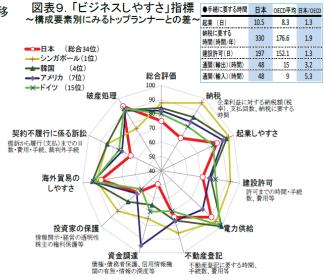
(参考)官民ファンドの状況(2015年9月末現在)

政府・民間からの出資等 (投融資可能額)(億円)			実投融 資額	活用割合	
政府	民間	政府保証	合計	(億円)	(%)
6,424	1,693	32,164	40,281	10,291	25.5

(備考)官民ファンドの活用推進に関する関係関僚会議資料により作成。

<対日直投の促進>

- TPPは、日本の投資環境を改善する絶好のチャンス。 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を含 め、対日直投促進の取組を大胆に推進すべき。
- 特に、諸外国との対比において「ビジネスしやすさ」を 阻害しているといわれている手続・規制面の課題を徹 底して点検し、改善を進めるべき。



(備約世界銀行にジネスレやすさ指標2016年)ホームページ、世界銀行ト中な「Frysing Taxes 2016」より作成。
・構成要素別に、最優良債行として想定されるものを100とし、各国の現状を点数化し最優良債行との差を示したもの。阻 普要因が多いと点数が低いたる。
・「前税に要する時間」は、世級「Pac(による共同調査。平均的な中型企業が一年間で支払うべき税につき、前税準備か 支支払までに要する平均時間、「ビジネスレやする環境」の「新税」評価に使用されている。

全国銀行協会・全国地方銀行協会等からの要望

平成28年5月

総務大臣 高市早苗様

> 一般社団法人全国銀行協会 一般社団法人全国地方銀行協会 一 般 社 団 法 人 信 託 協 会 一般社団法人第二地方銀行協会 一般社団法人全国信用金庫協会 一般社団法人全国信用組合中央協会 一般社団法人全国労働金庫協会 央 余

地方税の電子納付の推進等について(抄)

4. 地方税へのダイレクト方式の導入

平成17年1月に地方税の申告・納税に関する手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムである地方 税ポータルシステム(eLTAXの運用が開始され、平成25年11月に、全地方公共団体においてeLTAXによる給与支払 報告書等の電子申告が可能となったものの、電子申告と合わせた電子納付が行える地方公共団体は、平成28年4 月末現在で僅か22団体(12都府県、10市町)に止まっている。他方、国税については、平成21年9月から電子申告 と同時に電子納付の手続きを容易に行えるペイジー「ダイレクト方式」が導入され、納税者に対する積極的な利用 勧奨等により利用件数が年々増加している。

上記のとおり、「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログ ラム」で、国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始に合わせ、従来それぞれに行う必要があった、国税およ び地方税に係る申請・申告・納付等の手続について、マイナポータルにおいて、一括的に処理できるようなワンス トップ型サービスを提供することが盛り込まれたことも踏まえ、貴省におかれては、全ての地方公共団体で地方税 へのペイジー「ダイレクト方式」の導入を可能とするよう、共同処理の仕組み、運用等について早期に具体的な検討 を行っていただくようお願いしたい。

日本税理士会連合会からの要望

電子申告に関する要望事項(eLTAX編)

(平成27年6月24日 日本税理士会連合会情報システム委員会)

【早期に実現を求めるもの】

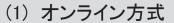
(納税)

- 13. 電子納税の利便性を向上させること。
- (1)eLTAX の電子納税について、利便性を向上させるためe-Tax のダイレクト納付のようにネットバンキングの手続きがなくても可能なものにすること。

資料3 電子納税(ペイジー)の概要

ペイジー(各方式)の概要

○ ペイジーによる電子納税には以下の3つの方式がある。





納付書を用いた支払い

(2) 情報リンク方式



電子申請・申告等と連動した支払い

(3) ダイレクト方式



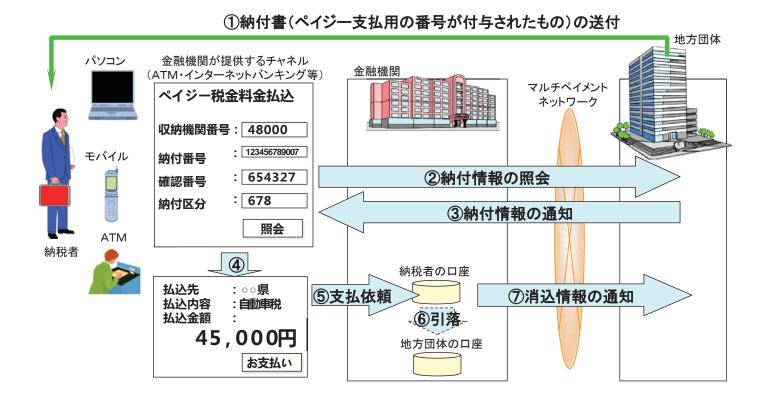
オンライン、リアルタイムの口座振替

ペイジー(オンライン方式)について①

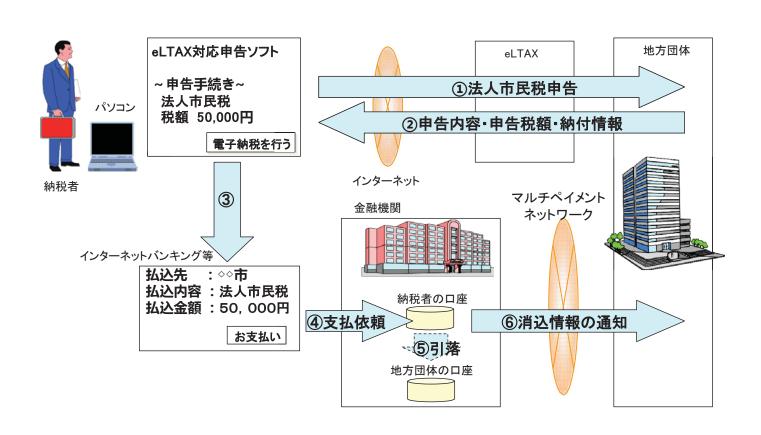
- 賦課課税方式の税目等、納付書により支払いを行うものについて、「オンライン方式」を利用することで電子納付が可能となる。
- 納付書について、マルチペイメントネットワークに対応した「MPN標準帳票」への対応が必要。



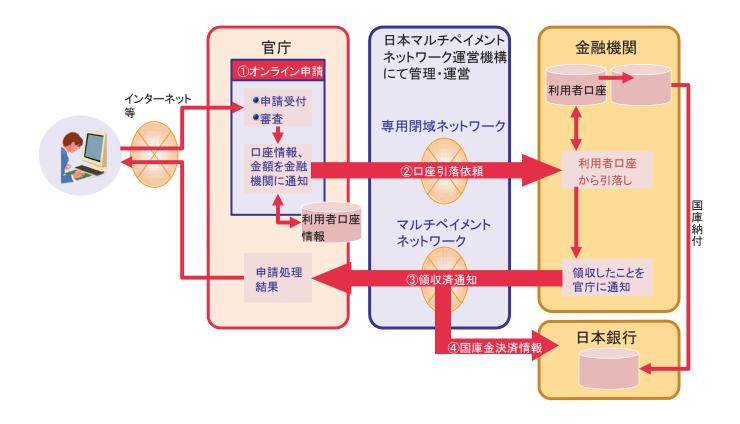
ペイジー(オンライン方式)について②



ペイジー(情報リンク方式)について

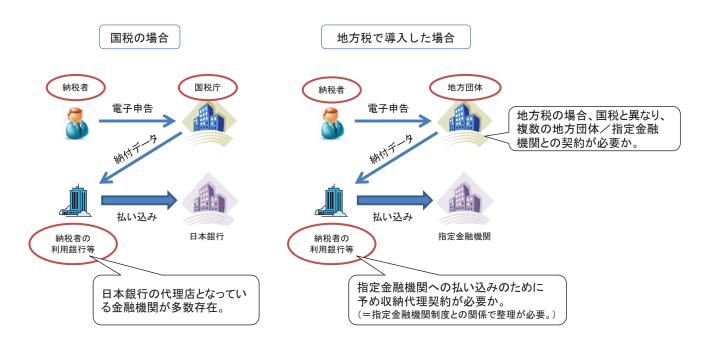


ペイジー(ダイレクト方式)について①

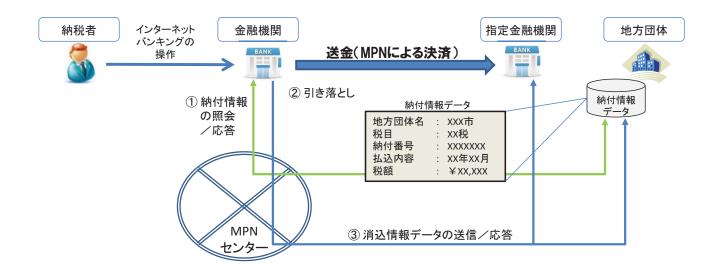


ペイジー(ダイレクト方式)について②

- 予め利用者(納税者)、収納機関(国税庁等)、金融機関(納税者の利用銀行等)の3者での口座振替契約をすることで、e-Taxホームページ等での電子申請・申告から、ワンストップで納付が可能。
 - ※ 地方団体での導入例はない。



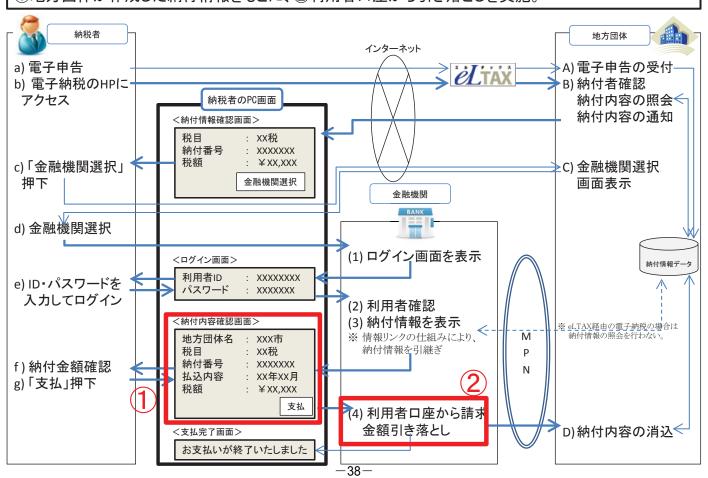
ペイジー(オンライン方式/情報リンク方式)の基本的な仕組み



- ① 納税者からペイジーによる納付の申込みを受けた金融機関は、MPN経由で地方団体に納付情報を 照会。
- ② 金融機関は、納付情報を確認した後、納税者の口座から引き落としを実施。(資金を確保。)
- ③ 資金を確保した金融機関は、MPN経由で地方団体に消込情報を送信。受信した地方団体では該当する納付情報データを自動的に「支払済み」に変更。

(参考)ペイジー(情報リンク方式)利用画面の流れ

①地方団体が作成した納付情報をもとに、②利用者口座から引き落としを実施。



地方税の収納に係るシステムを改修する際の留意点について(通知)

総 税 企 第 88号 平成18年4月1日

各道府県税務主管部長

殿

東京都総務・主税局長

総務省自治税務局企画課長

地方税の収納に係るシステムを改修する際の留意点について(通知)

地方税など地方団体の徴収金(地方税法1条14号に定めるものをいう。以下、「地方税等」という。)の収納については、納税者等が選択できる方法を拡大し、利便性の向上や納期内収納率の向上等を図る観点から、各地方団体において、収納代理金融機関の指定の拡大や口座振替納税の推進などに加え、コンビニエンスストア等への収納事務委託(いわゆるコンビニ納税)の導入、クレジットカードを活用した収納方法の検討など、地域の実情に応じて、多様な取り組みが行われているところです。

また、金融機関等が構築しているマルチペイメントネットワーク(MPN)を活用した収納方法についても、指定金融機関や収納代理金融機関等が提供するインターネットバンキングのサービスを利用した電子納付が可能となることや、金融機関や郵便局の現金自動預払機(ATM)で現金やキャッシュカードによる納付が可能となるなど、収納方法の拡大や納税者等の利便性の向上の観点から、有意義なものと考えられます。

地方団体がMPNを活用して地方税等の収納を行う場合には、納付書の様式をMPN標準帳票に準拠したものとする必要がありますので、地方団体におかれては、地方税等の収納に係るシステムの更新や改修(市町村合併に伴うシステムの改修など)の機会をとらえてMPNを活用した収納サービスを導入することや、当該更新・改修の機会に納付書様式の変更(MPN標準帳票に準拠した様式への変更)を行っておくこと等について、電算システムを合理的に更新・改修していく観点から、指定金融機関等と協議しながら、十分に検討していただくことが適当と考えられますので、ご留意願います。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡くださるようお願いいたします。

資料4 地方税の共同収納システム に関する実務的な検討結果 (作業部会とりまとめ)

はじめに

平成27年度の地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会(以下「研究会」という。)において、地方税の「申告」については電子化が相当程度進展している一方で、「納税」については電子化が低調である点が課題として指摘され、「共同収納システム」の導入が提言された。本提言を踏まえ、平成28年度は、「共同収納システム」の具体的なあり方について、想定される便益や費用、他制度との関係などを含め検討を行うこととされている。

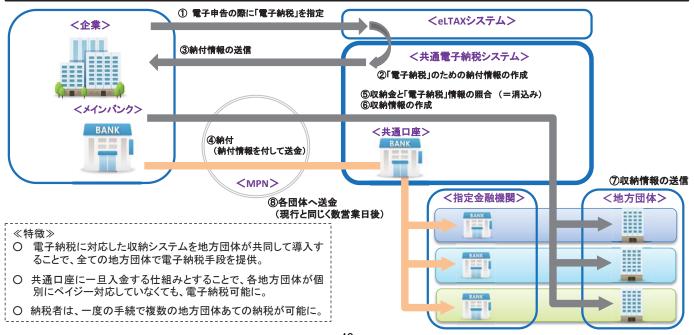
本作業部会は、研究会の本年度の検討に資するべく、研究会のもとに設けられたものであり、これまで全5回にわたり、「共同収納システム」について実務的な部分での基本的な設計や課題について検討を行ってきた。

今回、作業部会として一定の共有がなされた点及び引き続き実務的な議論が必要な課題につき、「地方税の共同収納システムに関する実務的な検討結果」(以下「とりまとめ」と言う。)として報告する。

平成28年9月27日 作業部会委員一同

とりまとめの概要

- 納税者は、eLTAXによる電子申告と連携した共通電子納税システムを利用して、インターネットバンキング等(ダイレクト方式含む。)により、複数団体分の地方税を一括して納税。
- 具体的には、資金をいったん地方団体共通の「共通口座」に入金し、各団体に送金する(法制上の措置を検討)。
- 〇 当面は、納税者から共同収納のニーズが強いeLTAX取扱税目(申告税目)について、導入を検討する。(賦課税目への対応も今後検討)
- 導入に当たり、地方団体のコスト・事務負担が個別の電子納税対応より増えないことを条件とする。



とりまとめ(共通電子納税システムの基本構成)

共通電子納税システムに求められる要件

- 納税者は、eLTAXにより電子申告した情報に基づき作成される一括納付情報により、MPNの提供 チャネル(インターネットバンキング等)により一括して納税。
- 納税者が支払手続を行った日が個別の地方税を納付した日とされる。
- 個別の地方団体への支払情報の到達、口座への入金や金融機関等の業務について、実務上支 障が生じない。
- 今後の賦課課税への対応等の論点も踏まえ、できるだけ汎用性の高いシステムとする。

要件を満たすための仕組み

- 地方団体のMPN加入の現状等を踏まえ、資金移動については、いったん共通口座を経由する方法とする(間接収納)。
- 法的な位置づけは、私人への収納委託(自治令158-2)とする。 ※別途、法令上の措置を講じることも検討する。
- 準備のための十分な期間・情報提供のもとで、全地方団体が新システム導入時に一斉に対応することを目指す。

仕組みを構築するにあたっての前提条件

- 地方団体のコストや事務負担が、現状の個別の電子納税対応に比べて増加しない。
- 共通口座の主体について、守秘義務等の安全面の措置を講じる。
- 現在個別に電子納税に対応している団体については、経過措置等により配慮する。

とりまとめ(ロードマップ)①

- 共同収納の仕組みを導入することによる納税者、地方団体、金融機関のメリットは、
 - ①電子納税の推進によるメリット
 - ②共同収納の推進によるメリット
 - ③地方税の収納について一括で受託する主体ができることによるメリット があると考えられる。
- 法人について、電子申告をした者が電子納税まで行う割合は、国税においては25%を超えると推計される一方で、地方税においては1%を下回ると推計される。この要因には、納税先の全ての地方団体が電子納税に対応していないため、法人側が電子納税と紙ベースでの納税の二重化を避ける観点から、電子納税を行っていないことが考えられる。
- したがって、法人については、②共同収納の推進によるメリットを重視した施策を推進することで、 電子納税そのものの推進にもつながると考えられる。共同収納の推進によるメリットを大きく実感で きるのは、法人住民税・事業税の納付及び個人住民税(特別徴収)の納入であると考えられることか ら、eLTAX取扱い税目(法人住民税・事業税、個人住民税特別徴収を含む。)について、当面の導入 を進めるべき。
- 共同収納導入の際は、現在電子納税が行われている情報リンク方式に加えて、本人以外(税理士) の納付・納入手続が可能となるダイレクト方式も併せて導入すべき。

とりまとめ(ロードマップ)②

- 共同収納に各地方団体が対応する結果、単一の地方団体への電子納税についても対応が可能となることから、個人が主に対象となる賦課税目についても、共同収納(新システムによる電子納税)への対応を検討すべき。
- 賦課税目への対応の際は、マイナポータルを活用した「公金決済サービス」との連携を密にすべき。
- 共同収納導入によって、各地方団体の地方税の収納について、一括で受託する主体ができること から、他の収納手段(例:クレジットカード納付)の各地方団体への導入促進や収納事務の合理化の ために、当該主体が活用できないか検討すべき。

とりまとめ(ダイレクト納付の導入について)

導入時期 方法

- 共同収納導入の際に、現在電子納税が行われている情報リンク方式に加えて、本人以外(税理士)の納付・納入手続が可能となるダイレクト方式も併せて導入する。
- ダイレクト方式についても、情報リンク方式と同様、共通口座を経由した方法とする。

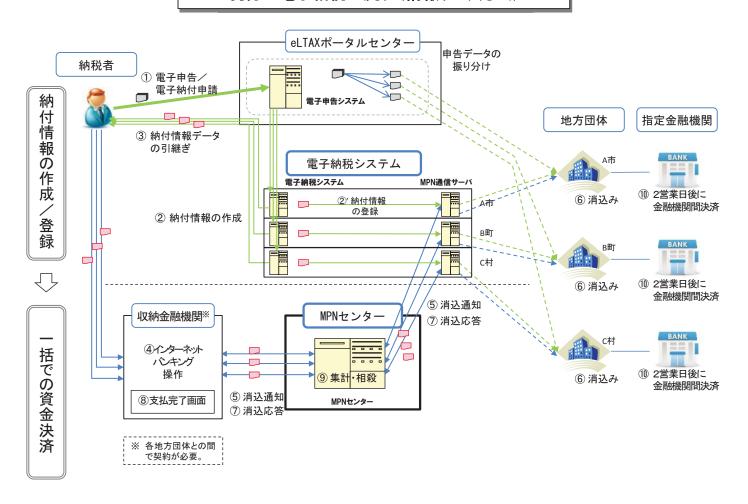
口座情報の取扱い

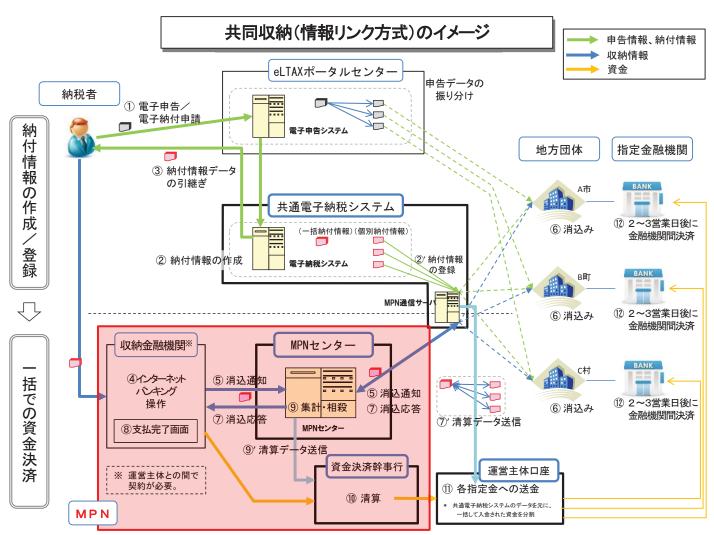
- ダイレクト納付については、納税者の口座情報の登録が必要であり、多数の口座情報の管理を安全かつ効率的に行うため、共通電子納税システム内にて口座情報を管理する。
- 口座情報登録のための事前契約(納税者と金融機関との契約)の届出については、届出を電子的に行う、届出を紙媒体で行う際は金融機関への提出で完結させる等により、事務を簡素化する仕組みを地方団体・金融機関を中心に検討する。

その他の契約関係

○ 各金融機関ー共通口座ー各地方団体で必要となる各種契約については、共通電子納税システム に関する規約(新設)に同意して各金融機関・各地方団体が当該システムに加入することとし、個別 の契約を簡素化する。 資料 5 地方税の共同収納システム に関する実務的な検討結果 (作業部会とりまとめ)参考 資料

現行の電子納税の流れ(情報リンク方式)





共通口座の運営主体、法的位置づけ

共通口座の運営主体

○ 共通口座の主体は、共通電子納税システムの運営主体とする。

- ・ 資金の分配に最終的に責任を持つ必要があり、一括・個別いずれの納付情報も保有する共通電子納税システムの運営主 体が望ましい。
- ・共通口座は地方団体全ての地方税の収納の受け皿であることから、地方団体の委託を受けた主体が共通口座の主体とな ることが、制度の趣旨に合致する。

法的位置づけ

- コンビニ収納と同様、私人への収納委託(自治令158-2)と整理する。
- 具体的には、
 - ① 各地方団体が自治令158-2に基づき、共通電子納税システムの運営主体及び全国の金融機関に収納事 務を委託し、その旨告示を行う。
 - ② 金融機関はインターネットバンキング等を通じて、「私人(コンビニ類似)」として、税を収納。
 - ③ 金融機関と共通電子納税システムの運営主体は、一体として、各地方団体の指定金融機関に払い込みを 行う(自治令158-2⑥により準用される自治令158③)
- ※ その上で、以下の観点から法令を改正し、自治令158-2の特例を設けることも検討。
 - 共通電子納税システムを通じて行われる収納に限り、委託先を共通電子納税システムの運営主体に限定す べきではないか。
 - 委託先に対する地方団体の検査義務(自治令158-23)について軽減すべきではないか。
 - 委託に係る事務負担を踏まえ、共通電子納税システムを通じて行われる収納は、「委託できる」規定ではなく、 「ものとする」規定とできないか。

コンビニ収納の流れ及び契約形態 コンビニ収納の流れ 納税通知書・納付書の送付 納税者 地方団体 コンビニ本部 各コンビニ店舗 収納代行業者 支払い 速報 集約•照合 収納データ ・収納データ及び 速報:翌営業日確報:データ、 確報 確報 入金を確認 済通、収納金を 照合後確報配信 照合 収納金振込 各店舗のレジ 収納金 振込指示 指定金 BANK BANK 済通・原符 収納金振込 本部で保管 収納代行業者名 会計管理者 義の口座 名義の口座 契約のパターン ① パターンA ② パターンB 地方団体 地方団体 二者間で 告示 告示 収納委託契約 三者間で 収納委託契約 コンピニ 収納代行業者

恝約.協定等

収納代行業者

コンビニ

コンビニ収納に関する告示例(東京都)

〇東京都告示第 630号

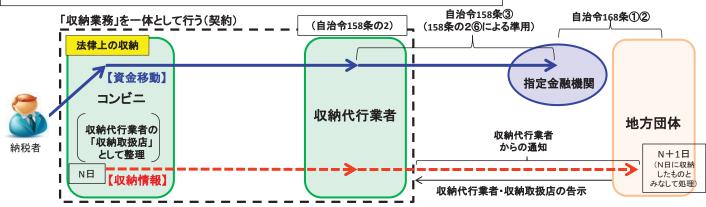
東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)に基づく個人の事業税、不動産取得税、自動車税(普通徴収のものに限る。)、固定資産税等に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日 東京都知事 舛添 要一

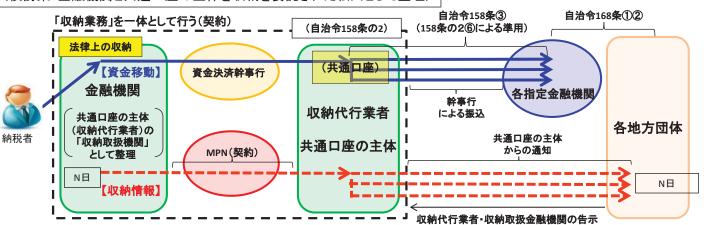
委託した相手方	委託内容	委託期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 江東区豊洲三丁目三番三号	都税収納事務のとりまとめ	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
国分グローサーズチェーン 株式会社 中央区日本橋一丁目一番一号 株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町一番地	直営店舗及び加盟店舗における都税の収納	同上
株式会社しんきん情報サービス 港区港南一丁目八番二十七号	MMK設置店の表示のある加盟店舗における都税の収納	同上
株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通十七番地 株式会社セブンイレブン・ジャパン 千代田区二番町八番地八 山崎製パン株式会社 千代田区岩本町三町目十番一号 株式会社ファミリーマート 豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六十五番地の一 ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地の一 株式会社ローソン 品川区大崎一丁目十一番二号	直営店舗及び加盟店舗における都税の収納	同上

間接収納案(私人が共通口座を保有)

(現行のコンビニ収納:コンビニと収納代行業者を収納を委託された私人として整理)



(検討案:金融機関と共通口座の主体を収納を委託された私人として整理)



参照条文(自治法、自治令)

〇地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抄)

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に 委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

(政令への委任)

第二百四十三条の五 歳入及び歳出の会計年度所属区分、予算及び決算の調製の様式、過年度収入及び過年度支出並びに翌年度歳入の繰上充用その他 財務に関し必要な事項は、この法律に定めるもののほか、政令でこれを定める。

〇 地方自治法施行令(昭和二十二年五月三日政令第十六号)(抄)

(歳入の徴収又は収納の委託)

第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、<u>その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合</u>に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 寄附金
- 六 貸付金の元利償還金
- 2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。
- 3 <u>第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は</u>、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、<u>その徴収し、又は収納した歳入を</u>、その内容を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。)を添えて、<u>会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。</u>
- 4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収 又は収納の事務について検査することができる。

第百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに 足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

- 2 前項の規定により地方税の収納の事務の委託を受けた者(以下のこの条において「受託者」という。)は、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類に基づかなければ、地方税の収納をすることができない。
- 3 会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。
- 4 会計管理者は、前項の検査をしたときは、その結果に基づき、受託者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 5 監査委員は、第三項の検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。
- 6 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

(指定金融機関等)

- 第百六十八条 <u>都道府県は、地方自治法第二百三十五条第一項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該都道府県の公金の収納及</u> <u>び支払の事務を取り扱わせなければならない。</u>
- 2 市町村は、地方自治法第二百三十五条第二項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が 指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、会計管理者をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 6 第一項又は第二項の金融機関を指定金融機関と、第三項の金融機関を指定代理金融機関と、第四項の金融機関を収納代理金融機関と、前項の金融機関 を収納事務取扱金融機関という。
- 7 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。
- 8 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

(指定金融機関の責務)

第百六十八条の二 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

- 2 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務(指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。)につき当該普通地方公共団体 に対して責任を有する。
- 3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。

(指定金融機関等における公金の取扱い)

- 第百六十八条の三 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関は、納税通知書、納入通知書その他の納入に関する 書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づかなければ、公金の収納をすることができない。
- 2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、会計管理者の振り出した小切手又は会計管理者の通知に基づかなければ、公金の支払をすることができない。
- 3 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該普通地方公共団体の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にあつては、会計管理者の定めるところにより、当該受け入れた公金を指定金融機関の当該普通地方公共団体の預金口座に振り替えなければならない。
- 4 収納事務取扱金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該市町村の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、収納事務取扱金融機関は、会計管理者の定めるところにより、当該受け入れた公金を会計管理者の定める収納事務取扱金融機関の当該市町村の預金口座に振り替えなければならない。

(指定金融機関等の検査)

- 第百六十八条の四 会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。
- 2 会計管理者は、前項の検査をしたときは、その結果に基づき、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 3 監査委員は、第一項の検査の結果について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

導入にあたっての前提条件

仕組みを構築するにあたっての前提条件

- ① 地方団体のコスト、事務負担
 - 現状、MPN加入が進んでいない原因は、大きく分けるとコスト(特に、手数料負担)と導入時の事務負担(セキュリティ審査、接続試験、納付書の標準帳票への移行、その他書類の作成等)がある。
 - ・ コスト(手数料負担)については、トータルでの地方団体の負担が、現在単独でMPNに加入する場合と比べて軽減されるよう検討が必要。
 - 事務負担についても同様に検討が必要。ただし、軽減することにより安全性を損なうことが無いよう留意が必要。
- ② 共通口座の主体の安全性対策
 - ・ 共通電子納税システムの運営主体の体制強化(守秘義務等)について、法制上の措置を検討。
 - ・ 振込は金融機関が、システム管理はベンダーが実務を担うこととなると考えられるが、契約等により役割分担や責任分担を明確とすることが必要。

導入方法

- 共通口座は全団体の対応が前提であることから、準備のための十分な期間・情報提供のもとで、システム導入時に一斉に対応することを原則とする。
- ○既にMPNに接続している地方団体に対する経過措置について、ユーザー(納税者)の視点で混乱しないことを前提に、システム設計時に一定配慮する。

地方団体のMPN導入に係る負担【未定稿】

導入段階での負担

- 〇会計規則の見直し
- ○指定金融機関との調整(導入チャネル(ATM.インターネットバンキング等)、手数料等)
- OMPNへ収納機関として登録(JAMPA年会費10万円)
- 〇セキュリティ審査(MPNへ問題なく接続できるセキュリティ体制であることの書類提出)
- 〇接続試験(MPNへ問題なく接続できることの確認試験、年4回)
- ○ペイジー標準様式の納付書へ移行、

銀行やゆうちょ銀行等での読み取り試験

- 〇システム改修
 - ・ 地方団体の基幹システム改修 ※システム改修経費の太宗
 - 共同センター費用(MPNとの窓口、NTTデータなどが運営)

実施段階での負担

- ○金融機関へ払い込む手数料(1件30円程度)
- ○システム保守(基幹システム・共同センター)

共通電子納税システム導入による納税者・地方団体・金融機関のメリット

	納税者	地方団体	金融機関
電子納税の推進 によるメリット	〇銀行窓口等へ出向くことが不要に。【全税目】 〇納付書の記入・印刷が不要に。【申告税目】 〇電子申告とあわせて、申告から納税まで一連の手順で行うことが可能に。【申告税目】	○消込事務の電子化に より、手作業での消 込の事務負担が軽 減。【全税目】 ○納入済通知書の管理 業務の軽減【全税 目】 ○収納期間の短縮【全 税目】	○窓口の混雑緩和【全 税目】 ○紙の納付書を仕分け、 処理・保管するなど の事務負担が軽減。 【全税目】
共同収納の推進によるメリット	○複数団体への一括納税 により利便性が向上。 【申告税目】 ←一部の地方団体・金融 機関が欠けると利便性 が大きく低下	〇共同でのシステム構 築により、システムの コストを削減。【全税 目】 〇利便性向上により電 子納税利用者が増え ることで、地方団体 の事務負担が一層 軽減。【申告税目】	〇利便性向上により電子納税利用者、利用地方団体が増えることで、金融機関の事務負担が一層軽減。 【申告税目】

※上記メリットに加え、地方税の収納について一括で受託する主体ができることで、当該主体の活用により、クレジットカード納付等の導入促進や収納事務の合理化に寄与することも考えられる。

共通電子納税システム導入によるメリットの粗い推計【未定稿】

. X

500万件超の納付・納入が簡素化【納税者・地方団体・金融機関のメリット】

法人関係税の 電子申告件数 【約435万件】

都道府県関係 214万件 市町村関係 221万件

給与支払報告書提出 eLTAX利用件数 【約449万件】

× 12

電子申告後の 電子納付率 【15.5%と設定】

簡素化件数 【約539万件】

※現在は1%未満

※国税の法人関係電子納付率(非公表のため推計) 並みになると仮定

半数以上の企業の事務が簡素化 大企業においては平均30団体超への納付事務を一括化【納税者のメリット】

- 1. 中小企業(税理士が関与)1社当たりの給与支払報告書提出団体数 2. 75団体全体の50%は、1団体。2~3団体が30%程度。
- 2. 大企業(上場会社及びその子会社が中心) 1社当たりの法人市町村民税の提出先団体数 37.88団体 100団体超:8% 10団体超:40% 5団体超:55%

[※]株式会社TKCのユーザ企業へのヒアリング等から調査。

<電子納付率の推計>

- ○国税における電子納付率(非公表)を以下の通り推計。
 - ·個人(所得税·消費税)の電子納付が可能な件数(A)
 - = 所得税電子申告数×確定申告件数中の納税額が生じる件数の割合+消費税電子申告数
 - = 950万×(632万/2151万)+66万=345万件(A)
 - ·法人税、消費税等電子申告数(B)
 - = 法人税電子申告数 × 法人のうち利益法人の割合 + 消費税等電子申告数
 - = 196万件 × (82万社/259万社) + 156万件 = 219万件(B)
 - ※中間申告等がないものと仮定
 - •源泉所得税の電子納付が可能な件数(C)
 - =源泉徴収票e-tax利用件数×12ヶ月
 - = 190万 × 12 = 2, 280万件(C)
 - ・法人の電子納付が可能な件数(D)
 - = (B) + (C)
 - =218万 + 2,280万 = 2,498万(D)
 - ・法人の電子納付利用件数(E)
 - = 電子納税利用件数 × (D)/((A)+(D))
 - = 439万 × 2, 498万/(345万 + 2, 498万) = 386万件(E)
 - 電子申告後の電子納付率
 - = (E) / (D) = 15.5%

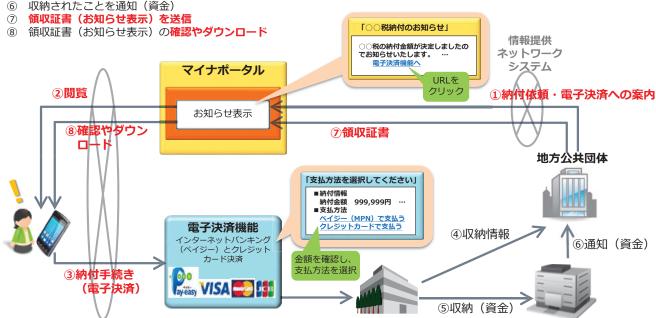
マイナポータルとの連携による公金決済イメージ

○ マイナポータル経由の電子的な公金決済を実現し、納付書がなくても画面操作で電子的な納付が完結できる手段



- (2) 納付依頼・電子決済への案内(お知らせ表示)を閲覧
- ③ 電子決済への案内(お知らせ表示)をクリックし、**キー情報を引継ぎ、電子決済機能にて納付**
- ④ 収納代行事業者・指定代理納付者を経由して地方公共団体へ収納情報を送信
- (5) 収納代行事業者・指定代理納付者を経由して指定金融機関等へ収納(資金)

インターネット



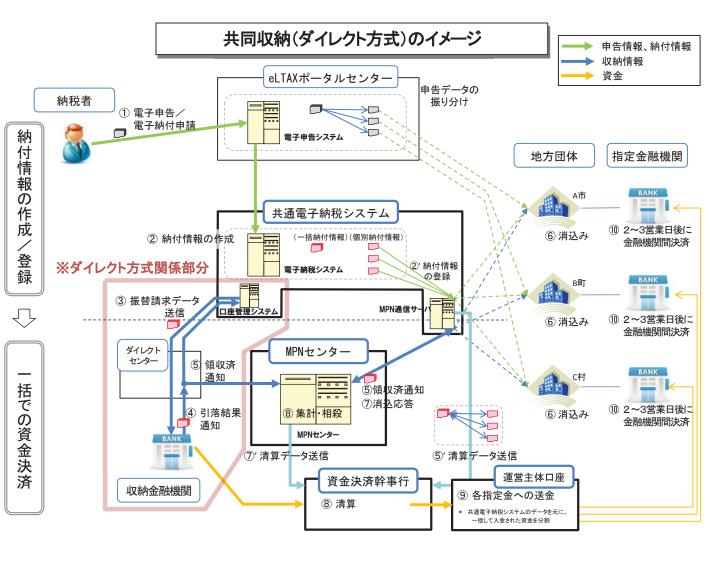
1

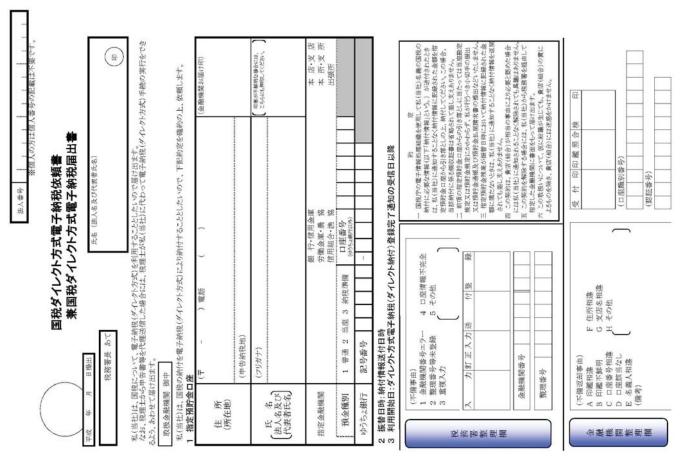
※ 納付書の納付番号等またはバーコード から生成したキー情報を含むURL形式 等の情報が記載されている。

(※内閣官房社会保障改革担当室資料を一部加工して作成)

指定金融機関等

収納代行事業者·指定代理納付者





作業部会開催実績

	時 期	主な議題
第1回	7月11日(月)	・地方税共通の電子納税システムの基本構成について ・対象税目・収納手段について
第2回	8月1日(月)	・システムの基本構成(資金の移動)について・収納に関する契約について・ダイレクト方式に係る検討課題について
第3回	8月29日(月)	・システムの基本構成(資金の移動)について
第4回	9月20日(火)	・システムの基本構成(資金の移動)について・ロードマップについて・電子納税導入による効果について・とりまとめに向けた議論
第5回	9月27日(火)	・とりまとめ

地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会 作業部会 委員

羽生 真一郎	東京都主税局徴収部徴収指導課統括課長代理
桝本 崇	横浜市財政局徴収対策課担当係長
加島 俊光	大阪市財政局税務部管理課担当係長(システムグループ)
前田 航希	全銀協事務委員長行 株式会社みずほフィナンシャルグループ事務企画部企画チーム調査役
脇田 浩樹	地銀協業務担当副会長行 株式会社千葉銀行事務企画部副調査役
西村 昌平	日本マルチへ。イメントネットワーク推進協議会事務局長
溝口 みずほ	株式会社NTTデータ 第一公共事業本部e-コミュニティ事業部第一ビジネス統括部 第一営業担当課長
井上 伸	株式会社TKC地方公共団体事業部システム開発本部税務情報システム開発センター長
岡田 将浩	税務システム連絡協議会代表幹事会社 株式会社TKCシステム開発研究所 税務情報システム設計センター長

資料6 地方税における徴収対策

地方税の課税・徴収方法の特徴

1) 賦課課税

地方団体が徴収している地方税については、全体の課税件数のうち、9割以上が賦課課税によって課税。

- 課税対象の把握や評価などに係る事務負担が大きい。
- * 賦課課税・・・課税側(市区町村、都道府県)が、課税対象について調査(固定資産税の評価などを含む)し、税額を決定し、納税者に通知することで課税するもの。
- * 申告納付・・・納税者側が、納付すべき税の税額などについて申告し、あわせてその申告に係る税を納付するもの。

課税 方法

賦課課税(2億1,911万件、94%)

, 申告納付 (1,293万件、6%)

法人市町村民税(373万件) 法人道府県民税(303万件) 法人事業税(248万件)など

2) 普通徴収

賦課課税の税目のほとんどが、普通徴収によって徴収されており、1件当たりの税額も比較的少額。

(参考) 普通徴収に係る税収は15.3兆円(1件あたり平均税額8.7万円)、特別徴収に係る税収は8.7兆円(同19.9万円)。

- * 普通徴収・・・課税側(市区町村、都道府県)が納税者に納税通知書を交付、納税者が窓口等に通知書と税額を持参等して、税を納付させるもの。
- *特別徴収・・・税の徴収について便宜を有する者(給与支払者等)を特別徴収義務者とし、その者に納税者から税金を徴収させ、税を納入させるもの。

徴収 方法

普通徴収(1億7,515万件、75%)

申告納付 (1,293万件、6%)

固定資産税(土地3,249万件、家屋3,811万件、償却138万件 計 7,198万件) 自動車税(4,336万件)、軽自動車税(4,078万件)、個人住民税(1,632万件)など 特別徴収(個人住民税) (4,396万件、19%) 法人市町村民税(373万件) 法人道府県民税(303万件) 法人事業税(248万件)など

- (注) 1. いずれも平成26年度課税状況調などのデータを踏まえて推計している(地方消費税、法定外税については、含まない)。
 - 2. 固定資産税は、免税点以上の納税義務者数を課税件数とした。
 - 3. 申告納付には、特別徴収義務者に申告納入させる税目を含む。なお、利子割・配当割・株式等譲渡所得割については、 納入申告書数を課税件数とした。

地方税の徴収率の推移(平成15~26年度)

- 地方税全体の徴収率は平成21年度以降上昇傾向であり、足下では98.9%(対億+0.1%)となっている。
- 都道府県や大都市に比べ、その他の都市や町村の徴収率が低い。

(徴収率:現年課税分)



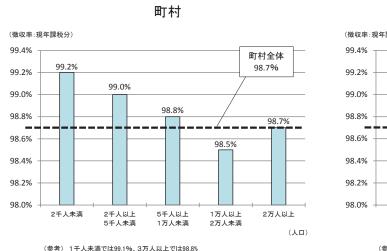
※「大都市」とは、東京都特別区(1市として計上)、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、 塚市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市であり、「その他の都市」とは大都市を除く市 ※都道海県の海川東の海川は大田市宮朝(中枢・地域・関係)にないて、新港・ロース海川は、アルス市町は対理・ツムをよっている。

※都道府県の徴収率の算出に当たり東京都は都が特別区において都税として徴収している市町村税相当分を含んでいる

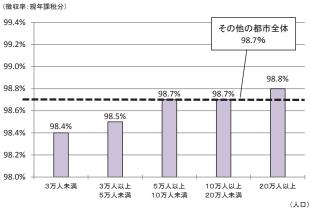
※徴収率は地方消費税を控除して算出

人口規模別の徴収率(その他の都市,町村)

- 町村の徴収率は、人口規模2千人未満が最も高く、人口規模が大きくなるほど低下し、人口規模2万人以上 で上昇に転じている。
- その他の都市の徴収率は、人口規模が大きくなるほど上昇。人口規模5万人未満では町村全体の平均より 下回っている。



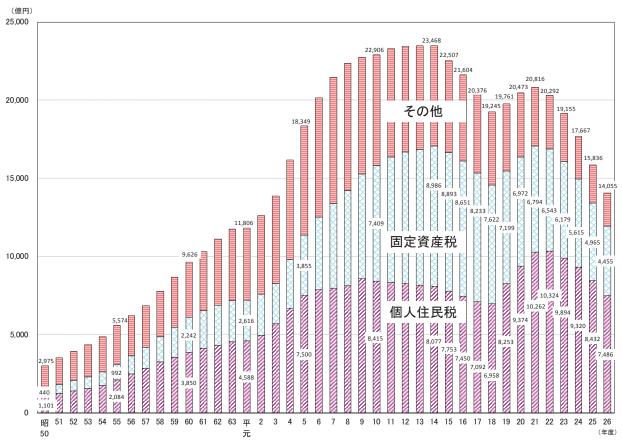
その他の都市



(参考) 2万人未満では98.6%、30万人以上では98.8%

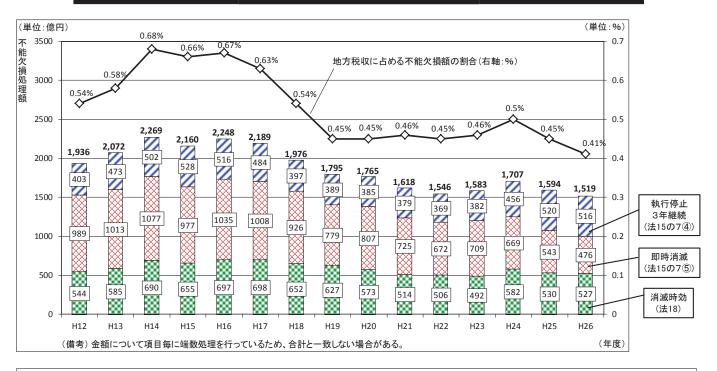
※「その他の都市」とは、大都市(東京都特別区・政令市)を除く市 ※徴収率は平成26年度、人口は平成27年1月1日現在の住基人口

地方税の滞納残高(累積)の推移



- (注)1 各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。
 - 2 執行停止中及び督促前の滞納額を含み、延滞金及び加算金を含まない。

地方税の不納欠損処理額



地方税法(抄)

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、<u>その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する</u>。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を<u>直ちに消滅させることができる。</u> (地方税の消滅時効)

ペースの でいっかが 第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下この款において「地方税の徴収権」という。)は、法定納期限(次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それ ぞれ当該各号に定める日)の翌日から起算して<u>五年間行使しないことによつて、時効により消滅する</u>。

税目別不納欠損処理額(平成26年度)

(単位:億円)

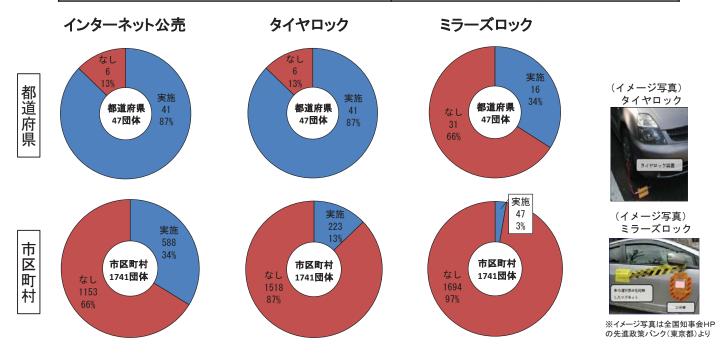
	税目	不納欠損額	各税目毎の税収 に対する割合
	個人道府県民税	426 (77.9%)	0.8
	法人事業税	36 (6.6%)	0.1
	自動車税	42 (7.8%)	0.3
都道	不動産取得税	17 (3.1%)	0.5
府県税	法人道府県民税	12 (2.3%)	0.1
	個人事業税	10 (1.8%)	0.5
	軽油引取税	3 (0.5%)	0.0
	その他の道府県税	1 (0.1%)	0.0
	合計	547 (100%)	0.3

	税目	不納欠損額	各税目毎の税収 に対する割合
	個人市町村民税	475 (48.8%)	0.7
	固定資産税	398 (41.0%)	0.5
市町	都市計画税	44 (4.5%)	0.4
村 税	法人市町村民税	28 (2.9%)	0.1
	軽自動車税	19 (2.0%)	1.0
	その他の税	8 (0.8%)	0.1
	合計	972 (100%)	0.5

- (注) 1 本税分のみの額であり、延滞金、加算金等は含まない。
 - 2 国民健康保険税分は含まない。
 - 3 各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

滞納整理の状況

	都道府県	(前年)	市区町村	(前年)
平成26年度中に差押を行っている団体	47団体	(46)	1,555団体	(1,547)
平成26年度中に差押財産の換価を行っている団体	47団体	(46)	1,425団体	(1,402)
平成26年度中に差押財産の公売を行っている団体	47団体	(46)	660団体	(689)



(備考) 地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果(平成27年度)。タイヤロック及びミラーズロックは平成26年度中に滞納処分を実施した団体。

差押えの実施状況

〇 平成26年度中に差押えを行っている市町村 1555団体 (前頁参照)

〇 平成26年度中に差押えを行っていない市町村 1741団体―1555団体 = 186団体

186団体の内訳

市(15団体) 町(80団体) 村(91団体)

※地方税の事務の共同処理組織に属する団体 95団体(徴収率 99.0%)

単独の団体 91団体(徴収率 98.8%)

(参考)単独の団体の微収率

(参考)単独の団体の徴収率	
徴収率	団体数
100%	10
99.0%以上 100%未満	45
98.0%以上 99.0%未満	21
98.0%未満	15

計 91

地方税の事務を共同処理する一部事務組合、広域連合等

道府県名	地方税業務の 開始日	一部事務組合等の名称	一組・広域・任意 の別	団体数	全県・地域の別	都道府県 加入の有無	備考
北海道	H16.4.1	渡島·檜山地方税滞納整理機構	一部事務組合	17	地域	ı	
北海道	H19.4.1	後志広域連合	広域連合	16	地域	-	
北海道	H19.4.1	日高管内地方税滞納整理機構	一部事務組合	7	地域	-	
北海道	H19.4.1	十勝圏複合事務組合 十勝市町村税滞納整理機構	一部事務組合	19	地域	_	
北海道	H19.4.1	釧路•根室広域地方税滞納整理機構	一部事務組合	11	地域	-	
北海道	H21.4.1	上川広域滞納整理機構	一部事務組合	9	地域	ı	
北海道	H24.4.1	西胆振三町地方税徴収対策本部	任意組織	4	地域	0	
青森県	H24.4.1	青森県市町村税滞納整理機構	一部事務組合	37	地域	-	
岩手県	H18.10.1	岩手県地方税特別滞納整理機構	任意組織	34	全県	0	
宮城県	H17.4.1	仙南地域広域行政事務組合	一部事務組合	9	地域	_	
宮城県	H21.4.1	宮城県地方税滞納整理機構	任意組織	24	地域	0	
秋田県	H22.4.1	秋田県地方税滞納整理機構	任意組織	26	全県	0	
福島県	H22.2.22	福島県会津地域地方税滞納整理機構	任意組織	14	地域	0	
茨城県	H13.4.1	茨城租税債権管理機構	一部事務組合	44	全県	ı	
栃木県	H19.4.1	栃木県地方税滞納整理推進機構	任意組織	26	全県	0	
新潟県	H21.4.1	新潟県地方税徴収機構	任意組織	30	地域	0	加茂市を除く 全市町村
石川県	H24.4.1	石川県央地区地方税滞納整理機構	任意組織	6	地域	0	
石川県	H25.4.1	南加賀地区地方税滞納整理機構	任意組織	5	地域	0	
石川県	H26.4.1	中能登地区地方税滞納整理機構	任意組織	5	地域	0	
石川県	H26.4.1	奥能登地区地方税滞納整理機構	任意組織	5	地域	0	
福井県	H21.4.1	福井県地方税滞納整理機構	任意組織	18	全県	0	
長野県	H22.12.27	長野県地方税滞納整理機構	広域連合	78	全県	0	
静岡県	H20.4.1	静岡地方税滞納整理機構	広域連合	36	全県	0	
愛知県	H23.4.1	愛知県地方税滞納整理機構	任意組織	48	地域	0	
三重県	H16.4.1	三重地方税管理回収機構	一部事務組合	29	全県		
滋賀県	S48.4.1	甲賀広域行政組合	一部事務組合	2	地域	-	

道府県名	地方税業務の 開始日	一部事務組合等の名称	一組・広域・任意 の別	団体数	全県・地域の別	都道府県 加入の有無	備考
京都府	H22.1.4	京都地方税機構	広域連合	26	地域	0	京都市を除く 全市町村
大阪府	H27.4.1	大阪府域地方税徴収機構	任意組織	27	地域	0	
和歌山県	H18.4.1	和歌山地方税回収機構	一部事務組合	30	全県	-	
鳥取県	H10.4.1	鳥取中部ふるさと広域連合	広域連合	5	地域	-	
鳥取県	H22.4.1	鳥取県地方税滞納整理機構	任意組織	20	全県	0	
岡山県	S33.4.1	岡山県市町村税整理組合	一部事務組合	23	地域	_	
徳島県	H18.4.1	徳島滞納整理機構	一部事務組合	24	全県	_	
香川県	S45.8.26	大川広域行政組合	一部事務組合	2	地域	ı	
香川県	S46.4.1	三観広域行政組合	一部事務組合	2	地域	1	
香川県	S47.4.1	中讃広域行政事務組合	一部事務組合	5	地域	-	
香川県	H17.10.1	香川滞納整理推進機構	任意組織	18	全県	0	
愛媛県	H18.4.1	愛媛地方税滞納整理機構	一部事務組合	20	全県	ı	
高知県	H16.4.1	高幡広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構	一部事務組合	7	地域	ı	
高知県	H20.4.1	幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構	一部事務組合	6	地域	_	
高知県	H24.4.1	南国·香南·香美租税債権管理機構	一部事務組合	3	地域	_	
佐賀県	H21.4.1	佐賀県滞納整理推進機構	任意組織	19	地域	0	佐賀市を除く全市町
長崎県	H21.4.1	長崎県地方税回収機構	任意組織	22	全県	0	

計 43組織

⁽注記)「任意組織」とは、一部事務組合又は広域連合とは異なり、組織に法的な根拠を持たないが、組織名を掲げ、各地方団体の職員間で併任等を発令すること等により、共同で徴収や滞納処分等を実施している組織をいう。 (出典) 地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果(平成27年度)

徴収業務の共同処理の類型分析(試案)

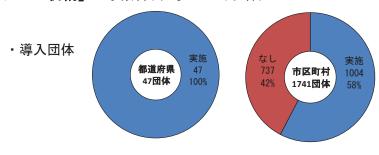
組織構成	市町村のみで構成	Ĭ	直府県と市町村で構成	
業務		双業務 ^{職員に対する研修など)} 固定資産税など	道府県税	課税に 関する業務 (申告の受付など)
類型	22組織 (広域連合2、一部事務組合20) ○ 個人住民税を中心として市町村税の滞 納案件を移管し、滞納処分まで移管先の 組織において実施。 茨城租税債権管理機構 愛媛地方税滞納整理機構 など	道府県税まで移管する 〇 任意協議会では、 ・ 県市職員を相互任・ 滞納処分まで行うの名において実施。 ※任意協議会で滞納・ 大阪府域地方税・	案件のみ移管する組織と る組織がある。 併任し、 6場合には、移管元の長 処分まで行う組織(16) 徴収機構 など 法人関係税・軽自動車税の	

収納手段について

地方団体の収納手段

✓窓口収納 ✓銀行・郵便局収納 ✓口座振替収納 ✓コンビニ収納 ✓MPN(マルチペイメントネットワーク) ✓クレジットカード収納 ✓OSS ✓臨戸収納 等

【コンビニ収納】…手数料(平均50~60円/件)

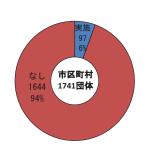


<課題>

- ・コンビニ窓口で納付されてから自治体で確認 するまでに時間がかかる
- ・氏名、住所、税額等をコンビニ店員に見られることに対する抵抗がある者がいる 等

【クレジットカード収納】···手数料(100円超/件)

・導入団体 なし 22 都道府県 25 53%



<課題>

- ・納税者の手数料負担が生じる
- ・システム改修に費用を要する 等

(備考) 地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果 (平成27年度)

電子申告の推進について

【都道府県】

	平成27年度		平成27年度	(※参考) 平成26年度
	全申告件数	うち電子申告による申告件数	電子申告利用率	電子申告利用率
法人道府県民税·法人事業税· 地方法人特別税	3,965,245	2,225,981	56.1%	52.9%

【市区町村】

	平成27年度		平成27年度	(※参考)
	全申告件数	うち電子申告による申告件数	電子申告利用率	平成26年度 電子申告利用率
個人住民税(給与支払報告書)	80,998,022	26,415,981	32.6%	29.6%
法人市町村民税	4,129,566	2,369,663	57.4%	53.2%
固定資産税(償却資産)	3,424,502	761,283	22.2%	17.8%
事業所税	116,886	13,135	11.2%	9.6%

課 題

電子申告により、申告書の提出先が一元化されたが、納税する場合は、地方団体ごとに個別に行う必要があり、納税手続きの利便性の向上について検討する必要がある。

資料7 地方税の徴収確保策と課題 (東京都)

地方税の徴収確保策と課題

東京都主税局



地方税の徴収確保

- ・ 税源の確保
- 課税対象の捕捉
- 課税要件の確定と徴収手続
- 収納方法の多様化
- 滞納整理の高度化・効率化



地方税徴収確保のための方策

《課税の適正化》

- 固定資産税における所 有者認定
 - (相続人の特定等)
- 共有物に対する課税手 続
- 納税管理人制度 (外国人対策等)
- 個人事業税の課税業種

《徵収対策》

- 収納方法の多様化・共同化
- 実効性のある滞納整理
- 徴収嘱託制度の活用
- 徴収業務の共同化・広域化
- 固定資産税の担保権との調整
- 自動車代位登録制度
- 差押不動産の立入調査
- 捜索の立会人 など



- 徴収確保策の課題 -

固定資産税における所有者認定

- 固定資産税は、いわゆる台帳課税主義、表見主義を採用
- このため、賦課期日現在死亡しているにもかかわらず、 死亡の事実を知らずに当該者を納税義務者とした賦課処 分(いわゆる「死亡者課税」)が発生しやすい
- 「死亡者課税」は、重大かつ明白な瑕疵ある行政処分であり当然に無効とされている
- 無効状態を治癒するためには、膨大かつ煩雑な相続人特 定調査を行う必要があり、各市町村とも処理が追いつか ない現状



死亡者課税対策

- 「相続人届」 「現に所有している者届」制度の創設・義務化等(地税法 § 9の2の拡充)
 - o 賦課期日までに相続登記が完了しない場合に届けを義務化
- 「現に所有している者」の適用要件の緩和・拡大(地税法§343②後段)
- 死亡者情報の共有促進(戸籍法48)
 - o 住基ネットからの本籍地の検索
 - 。 死亡届の公用照会
- 相続登記促進策(不動産登記法)
- 国税当局による相続税申告情報の提供(相続税法、行政共助規定の拡充)
- 相続財産管理人選任手続の簡素化(民法§952等)



共有物に対する固定資産税等の課税

- 共有物に対する税は原則として連帯納税義務 (地税法 § 10の2)
- 一般に課税実務では、代表者に対して納税告知。 区分所有建物の敷地については、法で整備
- 特定の場合には「共有に係る分割納付」で対応
- 通常の共有物課税等が想定していない事象も発生 (所有権) 共有型リゾートマンション・投機用物件 専有部分の共有 共同施設の共有 など



無関係な共有者に対する代表者課税は困難



納税管理人制度

• 地方税法の規定

「納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理するため、当該市町村の条例で定める地域内に住所等を有する者のうち当該事項に便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。」

「・・・税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。」(平成10年追加)

• 実際の問題

日本国内に居住する場合は、ほとんど選任の必要はないが… ☆外国人による不動産の取得の例 ☆多数の所有者の共有による会員制(リゾート)マンション



- 課税の適正化-

個人事業税の課題

- 課税対象業種の限定列挙の廃止 認定の困難さ 課税対象とならない事業との公平性
- 不動産貸付業、駐車場業の認定基準の見直し 件数で課税対象を区分することの合理性 収入(所得)とのバランスは
 - アパート・貸間等 10件 非住宅用土地10件 など
 - 建築物・機械式1台 青空駐車場 10台
- 納期月の見直し
 - 8月の課税までに処理が必要 → 納期月の変更で対応するか?



所得区分と課税対象

利子所得

配当所得

不動産所得

事業所得

給与所得

退職所得

山林所得

譲渡所得

一時所得

雜所得

 \Longrightarrow

これらのうち、地方税 法等に列挙された特定 の業種のみ課税

《課税が困難な例》

機械設計 スポーツ 漫画家 通訳・翻訳 司会 芸能 調律師 歌手



区分 税率 事業の種類 物品販売業 運送取扱業 料理店業 遊覧所業 保険業船舶でいけい場業 飲食店業 商品取引業 金銭貸付業倉庫業 周旋業 不動産売買業 物品貸付業 駐車場業 合庫業 周旋業 不動産貸付業 請負業 仲立業 興信所業製造業 印刷業 問屋業 案内業 電気供給業 出版業

法定業種

公衆浴場業(むし風呂等) 電気通信事業 席貸業 演劇興行業 運送業 旅館業 遊技場業 第二種事業

第二種事業 4% 畜産業 水産業 薪炭製造業 (3業種)

医業 公証人業 設計監督者業 公衆浴場業(銭湯等) 歯科医業 弁理士業 不動産鑑定業 歯科衛生士業 薬剤師業 税理士業 デザイン業 歯科技工士業 獣医業 公認会計士業 諸芸師匠業 測量士業 弁護士業 計理士業 理容業 土地家屋調査士業 司法書士業 社会保険労務士業 美容業 海事代理士業 行政書士業 コンサルタント業 クリーニング業 印刷製版業

両替業 冠婚葬祭業 土石採取業 写真業

3% あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その 他の医業に類する事業 装蹄師業



課税対象業種の推移

改正年	追加された業種
S29	運送取扱業 歯科衛生士業 歯科技工士業 測量士業 土地家屋調査士業 海事代理士業 印刷製版業
S30	クリーニング業
S32	公衆浴場業
\$38	不動産鑑定業
S43	社会保険労務士業
S56	不動産貸付業 駐車場業 コンサルタント業 デザイン業



ー 課税の適正化ー

収納方法の多様化・共同化

- 収納窓口の拡大 コンビニエンスストア
- 電子納税手法の拡大 MPN クレジットカード
- 手続の簡素化 データ伝送による処理(各種申込、済通)

指定金融機関制度等との調整 経費(収納単価)の抑制 地方団体が一括して利用できる仕組み (個別の手続を不要とする)



実効性ある滞納整理

滞納整理手法、ノウハウの共有 処理方針 進行管理 など

- 財産調査能力の向上と効率化
- ツールの活用 タイヤロック ミラーズロック
- 電子化への対応 預金調査 債権差押え
- 滞納者の実態の把握 差押えの判断、公売・取立のタイミング



機能しない徴収嘱託制度

- 経費は基本的に徴収受託団体の負担
- 徴収取扱費の規定なし
 - 嘱託庁も協力を求めにくい



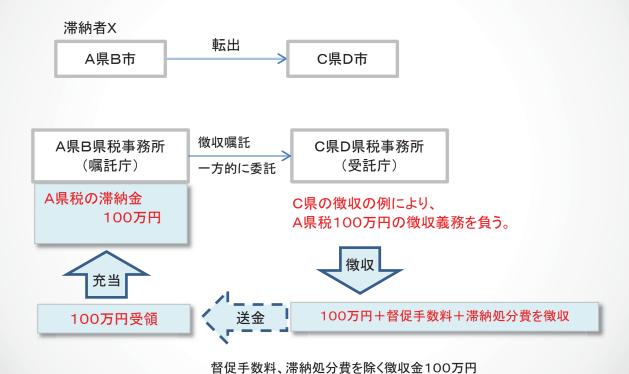
➡ 受託団体にもメリットがある制度に

《参考事例》

- 個人住民税は都道府県と市(区)町村の共同債権
 - 《個人住民税の都道府県の支援、共同徴収》 では都道府県にもメリットがある



徴収嘱託の流れ



一 徴収対策



徴収業務の共同化・広域化

賦課徴収権は各地方団体に維持しつつ 賦課、徴収業務を共同化できる仕組み

組合、広域連合、職員の身分併任の問題点個人住民税、国保税(料)などの役割分担地方法人課税等の調査業務、合同公売個人情報の共有納税者の便宜、コスト(パフォーマンス)

専門機構の設置が必要か?



固定資産税の担保権への劣後

- 法定納期限等以前に設定された担保権(抵当権)に対し、そ の物件から発生する固定資産税等が劣後
- 滞納処分で賃料債権を差し押さえても、担保権の実行で担保 不動産収益執行や物上代位による賃料差押が行われると劣後 する
- 当該物件から発生する固定資産税は固定費として予測可能
- 和税債権と私債権との一般的な優先劣後関係はやむを得ない としても、<u>当該物件から発生する</u>経常的な経費である<u>固定資</u> 産税等は特別に優先させても、公正に反しないのでは
 - cf. 強制換価財産に係る消費税等の優先 破産手続における財団債権の考え方 など



自動車登録における代位登録の実現

- 所有権留保付で売買され、代金が完済されたにもかかわ らず、所有権留保が解除された旨の登録がされていない 場合、滞納処分による差押登録の嘱託ができない
- 不動産登記の場合は、相続等による代位登記(民法423) 条の債権者代位権)が認められている
- 自動車登録においても同様に公簿上の所有者(留保者) の証明等により、滞納処分に基づく代位登録を認める必 要がある



差押不動産に係る立入調査権

- 滞納者が賃貸等により第三者に使用させている不動産に ついては、立入り(滞納処分のための捜索)ができない
- 専有している第三者の協力が得られない場合に、見積価 額決定のための財産評価を十分行えない
- 民事執行法では、第三者が占有する不動産について強制 的な立入権が認められている(第57条)
- <u>国税徴収法の改正</u>が必要



国税徴収法に基づく捜索の立会人

- 国税徴収法第144条 滞納処分のために必要がある場合に行う捜索
- 滞納者等の協力が得られない場合の立会人 警察官又は市町村の職員の場合は1名でよいが、都道府県の職員は 2名必要(「成年に達した者」の扱い)と解されている
- 国税徴収法の改正が必要

「市町村長の補助機関である職員」⇒「都道府県知事若 しくは市町村長の補助機関である職員」



その他の課題

- 法が予定していない事象に対する対応 特別徴収に係る税の修正申告(追加申告)と加算金の取扱 還付加算金の起算日、率 など
- 国税と地方税の取扱の違いの整理

不動産等公売処分等に係る不服申立書についての発信主義の適用除外

⇒ 国税徴収法第171条3項(通則法の適用除外)と同様の規定の創設

申告に基づく普通徴収、国税の計算に基づく地方税の課税などの還付加算 金の取扱い

など



資料8 横浜市における市税滞納整理 について(横浜市)

横浜市における市税滞納整理について

平成28年7月



目次



- 1 27年度決算(速報値)における市税収入状況
- 2 滞納額と収納率(推移、指定都市比較)
- 3 滞納整理の取組事例
 - (1) 執行体制等の整備
 - (2)システムの活用
 - (3) 財産調査の徹底
 - (4) 滞納処分(公売・捜索)
 - (5) 納税緩和措置・自立支援制度
 - (6) 司法手続きを活用した徴収の取組
 - (7) 納税環境の整備
 - (8) 現年度早期対策

1

27年度決算(速報値)における市税収入状況



市税収入 7,190億円

【前年比】▲10億円

収納率

98.87%

【前年比】+0.17%

現年課税分 99. 47% 【前年比】+0.07%

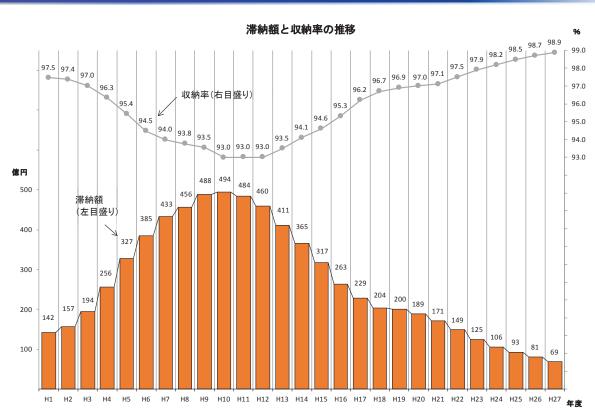
滞納繰越分 45. 5 1 % 【前年比】+0.97%

期末滞納額 68億7千万円 【前年比】▲12億7千万円

2

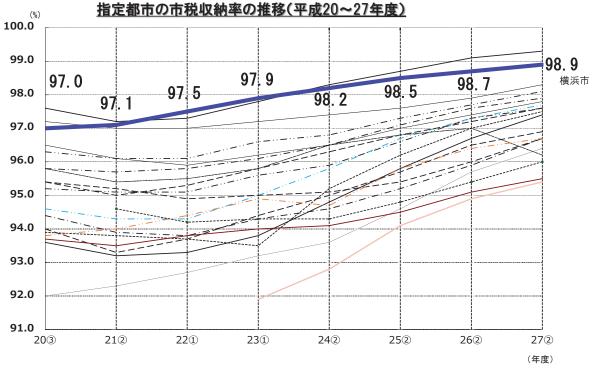
滞納額と収納率 (1) 平成元年度以降の推移





2-(2) 収納率の指定都市比較





(注)年度の横の丸数字は、横浜市の政令市中の順位です。

4

3 滞納整理の取組事例 (1)執行体制等の整備



① 職員の事務分担

⇒ 原則として「区分整理方式(*)」を廃止

*滞納金額100万円で区分(大口滞納担当制)

区分整理の例

滞納金額(少額⇔高額) 滞納段階(催告⇔処分) 滞納者種別(個人⇔法人)

【廃止した理由】

新たなシステムの導入により、滞納者管理や催告などの事務が大きく効率化された時間を、 滞納整理事務の充実化に振り向け、徴収実績の向上を目指す観点で事務を見直し。

- 「金額優先の滞納整理」を徹底する

大口滞納担当においては、100~200万円程度の滞納案件は優先順位が低い。

- 一般滞納担当においては、100万円前後の滞納案件は優先順位が高い。
 - ⇒ 区分整理によって生じる優先順位のアンバランスを解消(全員が金額優先で整理)
- 高度な滞納整理ノウハウの定着を図る

大口滞納担当では、密度の高い「調査・折衝・処分」の滞納整理が定着しつつあり、 職員全体でこうした滞納整理ノウハウを活用して滞納整理の促進を図る。

少額滞納 → 定期的な催告書を送付 (システムで一括処理)

高額滞納 → 滞納金額の大きい順に財産調査と滞納処分(差押え・公売)

進捗管理 → 職員をグループ制に分け、それぞれに管理職(係長)を配置

3 滞納整理の取組事例 (1)執行体制等の整備



- ② 徴収の現場(区役所)と企画・指導部署(財政局主税部)の連携強化
 - ⇒ 目標の設定、会議・研修、職員の兼務・応援などを通じて区局の連携を強化

【具体的項目】

- 目標の設定と共有(⇒ 計画的な事務執行管理)
 - 横浜市の中期(政策・財政)計画において、財政基盤強化の取組として達成目標を設定。
 - ■局は、年度ごとに基本方針と重点取組を策定し、これに基づいて各区が個別目標を設定。*滞納整理重点事項説明会、滞納整理促進対策会議(前期・後期)
- 〇 高額案件に係る区局連携
 - 高額滞納案件は、区ごとに局と合同で検討会(前期・後期)を実施して処理方針を策定。
 - ・検討会で不動産公売や捜索等を要することとなった案件は、区局連携して計画的に実施。 *区役所共同不動産公売
- 〇 職員の兼務・応援による滞納処分の実施
 - ■高額又は処理困難案件など必要に応じて、局職員が区職員を兼務して合同して整理にあたる ことができるよう諸規定を整備。
 - ・区が捜索を実施する場合、他区からも職員を応援派遣し、人員を確保するとともに、手法等の ノウハウを共有。

6

3 滞納整理の取組事例 (1)執行体制等の整備



- ③ 研修の充実等による人材育成
 - ⇒ 滞納整理業務の特質を踏まえ、マニュアル等の確実な理解と実務能力向上を図ることが必須なため、研修等の充実や意欲向上に向けた取組による人材育成を強化。
 - 〇 滞納整理業務研修

階層別	新任課長研修、新任係長研修、初任期職員(年5回)
成熟度別	ステップアップ研修、中堅期研修、ベテラン研修
関連法令別	相続法、民事執行法、物権・債権、倒産関連法の各研修
業務別	不動産公売研修、徴収職員のための発想力向上研修

〇 税務キャリアサポートシステム

「税務人材育成ビジョン」を策定し、1年目・3年目・5年目の時点で習得し保持すべき知識と能力の状況をテスト方式等で確認していく制度。研修やOJT等の効果を高める目的で導入。

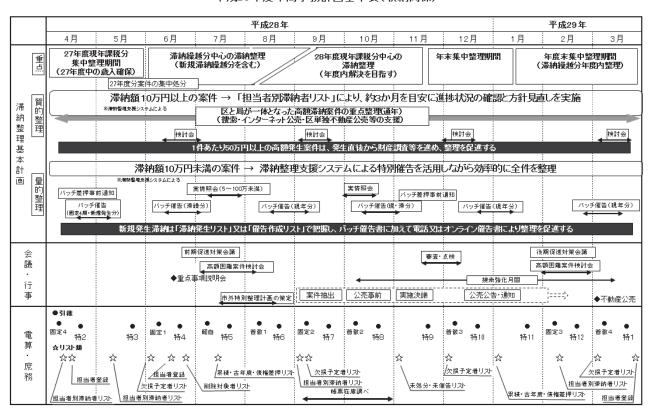
- 〇 市税滞納整理事務職員表彰
 - ·優秀賞(徵収額上位10人、滞納整理率上位10人)
 - ·新人賞(徴収額、滞納整理率の最高順位各1人)
- 〇 専任職制度の設定

職員の業務を行いつつ、豊富な知識と経験をもって、業務研修担当の中心として、経験の浅い職員等に対する日常的な職場内研修や業務指導を行い、係長への助言や提案を行う職員。 (要件 … 年齢が満45歳以上、本市在職10年以上、同一職務経験が通算5年以上)

3 滞納整理の取組事例 (1)執行体制等の整備 ~参考資料~



平成28年度年間事務計画基準表(収納関係)



8

3-(2) システムの活用 ~滞納者区分~



○滞納整理支援システム (平成12年~)

- 納期限後一定期間経過後も未納の市税を管理するためのシステム
- 滞納者の検索、滞納処分に関する帳票作成、折衝等の記録、など

○滞納者区分

- 滞納金額によるランク設定(33段階)
- システムでの検索キーに使用可能

. 00 完結・欠損・停止 · 10 延滞金・加算金のみ · 20 5万円未満 . 21 5万円~10万円未満 . 30 10万円~15万円未満 • 70 1千万円~5千万円未満 • 91 5千万円~1億円円未満 . 99 1億円以上

〇大口滞納者

- ▶ 滞納金額100万円以上
- 該当者のみを集計したリストを別途作成

大口滞納	者数の推移	(単位:人)
年度 (平成)	滞納者数	うち滞納額 100万円以上
12年	210,855	5,328
15年	219,164	4,041
20年	192,472	2,001
23年	136,254	1,153
27年	82,916	583

3-(2) システムの活用 ~各種リストの活用~



○案件管理に使用するリスト

● 担当者別滞納者リスト

担当者ごとの滞納者(滞納額、税目、処分状況など)

● 滞納発生リスト

新たに滞納引継ぎされた滞納者の一覧

● 納税予定者リスト

翌月に納付(予定)日がある納税誓約入力をしてある滞納者

● 納税不履行者リスト

前月中に納付予定日があった納税誓約のうち、誓約不履行とシステムが推定した滞納者

● 催告書作成リスト

バッチ催告書(特別催告書、差押事前通知書)の出力対象者

● 不納欠損予定者リスト

翌月から6か月以内に時効完成予定とシステムが推定した滞納冊番

○進捗状況管理に使用するリスト

● 滞納整理状況調

前月末の統計数値。各区の滞納の全体像や滞納整理の進捗状況を把握。

● 滞納整理分析表

処分状態(A:差押中、B:参加差押・交付要求中、C:未処分)や滞納ランクをもとに分類し、 さらに、処理日現在の方針コードをもとに分類し、滞納税額、滞納件数を集計。

● 滞納整理状況報告

滞納の状況、差押の状況及び執行停止の状況

10

3-(3) 財産調査の徹底



○財産調査結果に基づいた納税資力の見極めと適切な対応

- 横浜市の財産調査基準に基づいた財産調査を徹底 ⇒ 納税資力の見極め
 - ●納税資力がある → 早急に差押え・換価手続き等の滞納処分を執行(換価容易な債権優先)
 - ●納税資力がない → 速やかに滞納処分の執行停止等の納税緩和措置を適用

○財産調査基準

- 調査が必要な財産の明確化
 - 財産調査項目を具体的に示すことで、計画的な滞納整理を実施
 - 案件ごと、担当者ごとの差をなくし、効率的な財産調査

【課税客体調査】

	質	的		
	高額	高額以外	量的	調査区分の詳細
確定申告書	0	0	Δ	◎・・取得した全ての申告書について調査(過去分を含む)○・・・直近の申告書について調査△・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
税務署 国税局	0	0	Δ	◎…課税経緯の確認を行う△…必要に応じて行う
給与	0	0	0	課税状況・預貯金コム等から判明した全ての勤務先について調査
年金	0	0	0	課税状況・預貯金コム等から判明した全ての勤務先について調査
賃料 地代	0	0	0	確定申告書・預貯金コム等から判明した範囲に応じて調査
売掛金 工事代金	0	0	0	確定申告書・預貯金コム等から判明した範囲に応じて調査
株式 債権等	0	0	0	確定申告書・預貯金コム等から判明した範囲に応じて調査

【生活·事業状況等実情調査】

·法人登記事項 ·住登·戸籍 ·聴取調査 ·本市公債権

·他租税庁 ·公共料金 ·現地調査

【個別財産調査】

·不動産、預貯金·生命保険、簡易保険

·損害保険 ·国税還付金 ·敷金、保証金

【業種別財産調査】

・宅建保証金・診療報酬・クレジット利用代金

● 財産別差押執行数の推移

(単位:人)

	23年	24年	25年	26年	27年
債権	29,604	32,184	34,105	37,550	40,285
不動産	3,772	3,436	3,056	2,507	2,362

3-(4) 滞納処分(公売・捜索)



〇不動產共同公売(毎年3月)

各区の公売案件を1会場で同時に入札を実施

· 複数の物件を同時に公売 他の入札者の入札物件の特定が極めて困難

他の人れるの人れ物件の特定が極めて困難 結果として、滞納者にとっても高価有利に売却可能

- ·**毎年、定期的に開催** 不動産業者が購入計画を立てやすい
- ·事務処理期間中に滞納解消の機会が得られる(滞納者) 公売の実施決定(9月)、鑑定評価(10月)、 公売公告通知(1月)、入札·売却決定(3月)
- · 事務処理の進行に合わせて説明会を実施(3回) 案件を担当することで複雑な公売事務を習得可能



○不動産公売実績

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	入札の 実施	公売 成立	_入札の 実施	公売 成立	_入札の 実施	公売 成立	_入札の 実施	公売 成立	_入札の 実施	公売 成立
横浜市	7	6	15	8	11	9	14	6	13	7
政令市計	188	91	232	95	289	132	267	112	279	130

平均落札率 60% 平均落札率 45%

12

3-(4) 滞納処分(公売・捜索)



○特殊な不動産公売の取組み

- 未登記家屋の差押及び公売
 - 登記されないままとなっている、いわゆる未登記家屋 →本来、建物については所有者が建築時に法務局へ登記を申請
 - 滞納者が所有する未登記家屋
 - →職員が登記を行ったうえで差押えて公売を実施
 - 未登記物件には登記された抵当権者等の権利者がいない
 - →差し押さえたうえで公売することで高い徴収効果が見込める

● 市外物件(遠隔地)の公売

- 滞納者が遠隔地に所有する不動産 物件所在地の市町村と連携して、物件調査や公売の広報などを行い公売を実施
- これまでの主な実績

平成20年度 インターネット事業者を活用した公売を実施し売却

平成28年度 一定の期間に郵送で入札書の提出を受け付ける期間入札の方法により、

公売を実施し売却

3-(4) 滞納処分(公売・捜索)



〇インターネット公売(平成16年~)

- 捜索等により発見された財産をインターネット(オークション)を利用して換価
- 絵画などの美術品、ブランドバックや宝飾品、プロ野球選手のサインボールなど
- これまで401件を売却(不動産についても平成20年度に実施)







○インターネット公売の実績

23年	丰度	244	丰度	254	丰度	26호	丰度	27호	丰度
入札の 実施	公売 成立								
9	9	26	26	_	_	19	17	12	12

14

3-(4) 滞納処分(公売・捜索)



○捜索強化月間

国税徴収法第142条に基づき捜索を実施

- 横浜市が実施する捜索の特徴
 - 捜索の効果を最大限とするため、捜索対象の滞納者の場所を全て調査
 - ◇一つの区では捜索に従事する職員の確保が困難な場合には、 複数区の間で相互に人員確保に協力する体制をとり捜索を円滑に実施
 - 10月~3月を捜索強化月間として設定
 - ◇期間中に実施する捜索は、「横浜市職員応援規程」に基づき他区で実施する捜索に従事
 - ◇捜索案件のない区の職員も他区で実施する捜索に参加

→捜索に関するノウハウが広がる研修効果

27年度捜索実施件数: 18回 22か所

捜索実施後の徴収額 : 約2,300万円(自主納付、動産公売含む)



捜索の効果を高めるには目的を明確にする必要があります。 目的を明確にすることで、個々の捜索員の作業が統一されます。 そのため、横浜市では捜索の目的を類型化して実施しています。

- 1 動産差押型捜索
- 2 帳簿書類調査型捜索
- 3 無財産確認型捜索





3-(5) 納税緩和措置・自立支援制度

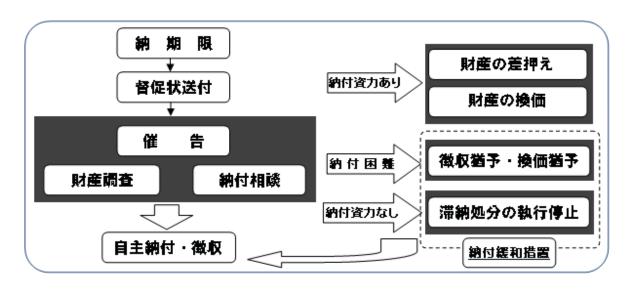


○納税緩和措置(徴収猶予・換価の猶予・滞納処分の停止・納税義務の即時消滅)の積極的な適用

財産調査基準に基づく徹底した財産調査、納付相談を通じての担税力の確認

₩ 納付資力の見極め

納付困難や納付資力が無い場合は、積極的に納税緩和措置を適用

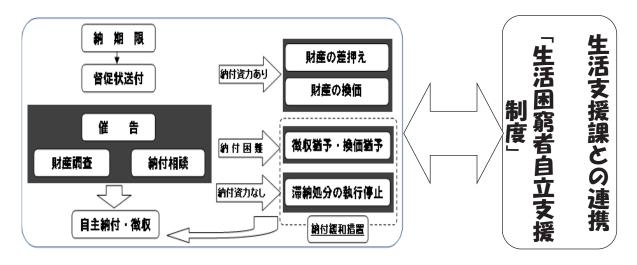


16

3-(5) 納税緩和措置·自立支援制度



平成27年4月の「生活困窮者自立支援制度」の開始に伴い、庁内連携を強化しています。 区役所での納税相談において同制度の利用が見込まれる場合等には、 同制度を所管する生活支援課へ案内するなど適切な支援につなげています。 長期的な納期内納付への意識の向上などにつながっています。



※生活困窮者自立支援制度 … 生活保護に至る前の段階から早期に自立に向けた支援を行う。 (「自立相談・居住確保・就労・緊急的・家計再建・子ども若者」の各支援事業を実施)

※生活支援課 … 生活困窮者自立支援制度の施行開始に伴い、27年度に保護課から名称変更。 各区役所福祉保健センターに設置。 主な所管業務:生活保護、自立支援制度

3-(6) 司法手続きを活用した徴収の取組み



○相続財産管理人選任の申立て

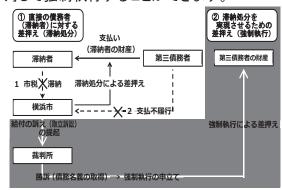
- 納税者が死亡、かつ相続人が不存在である場合など
 - 固定資産税は相続人が不存在の場合には適正な賦課処分ができない
 - 滞納処分の相手方がいないため、差押財産の換価処分ができない
- 租税債権を持つ横浜市が申立人となって家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申立て 選任された後は、適正な賦課及び滞納処分により市税を徴収
- 該当する物件の固定資産税の徴収に特に効果的

○差押をした債権の取立に応じない第三債務者への取立訴訟の提起

取立訴訟とは滞納処分の差押えを受けた債権について 第三債務者が取立に応じない場合に、 その債務不履行について差押え債権の取立権に基づき提訴する訴訟のことを言います。 勝訴後は、確定判決に基づき第三債務者の財産に対して強制執行することができます。

● 取立訴訟の実績

訴訟提起 … 平成15年度、26年度、27年度 いずれも勝訴判決を受け、強制執行により徴収



18

3-(7) 納税環境の整備



○納付手段別の納付状況

	金融機関等窓口納付		□座振替		コンビニエンス・ストア		ペイジー収納	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
平成23年度	3,092,505	41.8%	2,087,673	28.2%	2,211,800	29.9%	_	_
平成24年度	3,114,035	41.8%	1,989,468	26.7%	2,340,566	31.4%	_	_
平成25年度	2,773,541	36.7%	1,981,103	26.2%	2,552,740	33.8%	248,425	3.3%
平成26年度	2,698,874	35.5%	1,951,562	25.7%	2,662,062	35.1%	281,202	3.7%
平成27年度	2,538,761	34.0%	1,911,463	25.6%	2,680,861	35.9%	327,039	4.4%

※端数処理により合計が100%にならない場合があります。

○納期内納付率の状況

(単位・五五四)

				位:百万円)	
税目	年度	調定	納期内納付		
	度	税額	収入額	納付率	
	23	705,916	653,662	92.6%	
市	24	701,840	653,739	93.1%	0.5ポイントUP
税 計	25	707,839	660,556	93.3%	0.2ポイントUP
*	26	720,001	672,246	93.4%	0.1ポイントUP
	27	718,989	673,473	93.7%	0.3ポイントUP

3-(8) 現年度早期対策



○電話納付案内

口座振替不能者や督促状発付直後に、委託業者による電話納付案内を実施。

(*)電話納付案内…市税や国民健康保険料など、横浜市全体の未収債権対策として実施

住民税第1期督促状発付後の電話納付案内結果

	架電件数等		約	付状況	納付率		
区分	件数	滞納額(円)	納付件数	納付額(円)	件数割合	金額割合	
応答あり	7,351	205,574,500	4,588	121,764,800	62.41%	59.23%	
応答なし	2,374	67,154,900	1,006	27,996,916	42.38%	41.69%	
合計	9,725	272,729,400	5,594	149,761,716	57.52%	54.91%	

[※]電話納付案内から1か月後の納付状況

○納付書付督促状

他に未納が無い滞納者に対しては、納付書付の督促状を発付。

* 平成24年度までは督促状(納付書なし)を発送後、約1か月後に1次催告書を送付。

20



3-(8) 現年度早期対策

○プロジェクトそーちゃく!の取組み(平成26年度)

滞納となってからの月日が浅い案件について、**効果的・効率的に早期解決**を図る取組み「**早期着手推進ワーキンググループ**」

構成:区税務課職員(課長級・係長級・専任職)、財政局職員(課長級・係長級) 手法の検討、マニュアルの整備 ⇒ 18区役所で運用開始(平成27年度~)

○現状に応じた滞納整理手法の構築

● 高額案件の減少

ニーズ

- ▶ より多くの案件について整理を進める手法
- ∕ 効率的に事務を進める仕組みの確立

○特性を活かした催告

少額・大量・反復的案件

● 現年課税分の割合の増加

- → バッチ催告
- 高額・個別対応案件
- → オンライン催告
- 同時に統一的な接触・納付案内
- → 電話納付案内

○バッチ催告を起点とした滞納整理

- バッチ催告を能動的な滞納整理の出発点に→財産調査・滞納処分へ
- 担当者のスキルによって催告のレベルが左右されない

○組織的に「滞納整理」を推し進める

● 班長による**進捗状況と収納実績を基にした定期的な進行管理** ⇒進行管理ツール(フローチャート図)の活用